

南アフリカ共和国  
ブラック・コミュニティー支援研修事業  
終了時評価報告書  
～教育、溶接、農業分野～

平成7年11月  
(1995年11月)

JICA LIBRARY



J 1132168 (4)

国際協力事業団  
研修事業部

研 三  
J R  
96-08

南アフリカ共和国 ブラック・コミュニティー支援研修事業終了時評価報告書 教育、溶接、農業分野 平成7年11月

528  
243  
TAT  
BRARY



南アフリカ共和国  
ブラック・コミュニティー支援研修事業  
終了時評価報告書  
～教育、溶接、農業分野～

平成7年11月  
(1995年11月)

国際協力事業団  
研修事業部



1132168 [4]

## 序 文

本報告書は、平成2年度から開始され今年度（平成7年度）で6年目を迎える南アフリカ共和国ブラック・コミュニティー支援研修事業について、教育、溶接（職業訓練）、農業の3分野4コースを対象に、研修事業の効果を評価し、今後の研修事業計画の策定および研修コースの改善等に役立てることを目的として、平成7年10月15日から10月22日まで南アフリカ共和国に派遣した調査団の評価結果を取りまとめたものです。

南アフリカ共和国では、過去約340年間続けられていたアパルトヘイト（人種隔離）政策が、国際社会からの批判を浴び、厳しい制裁措置を受けていましたが、平成元年のデ・クラーク大統領の就任以来、同政策は徐々に廃止されていきました。わが国は、同国のこの改革の進展を受けて、アパルトヘイトの犠牲者であるブラック・コミュニティーの自立を支援する必要があるとの観点から、国連南アフリカ信託基金等に対する拠出などに加えて、国連南部アフリカ教育訓練計画（UNETPSA）を通じた研修員の受入れを平成2年度から開始しました。平成2年度の受入数はわずか6名でしたが、その後急速な増加を続け、平成6年度には年間80名の実績にのぼり、今年度（平成7年度）は年間100名の受入れを計画（当初計画）しております。

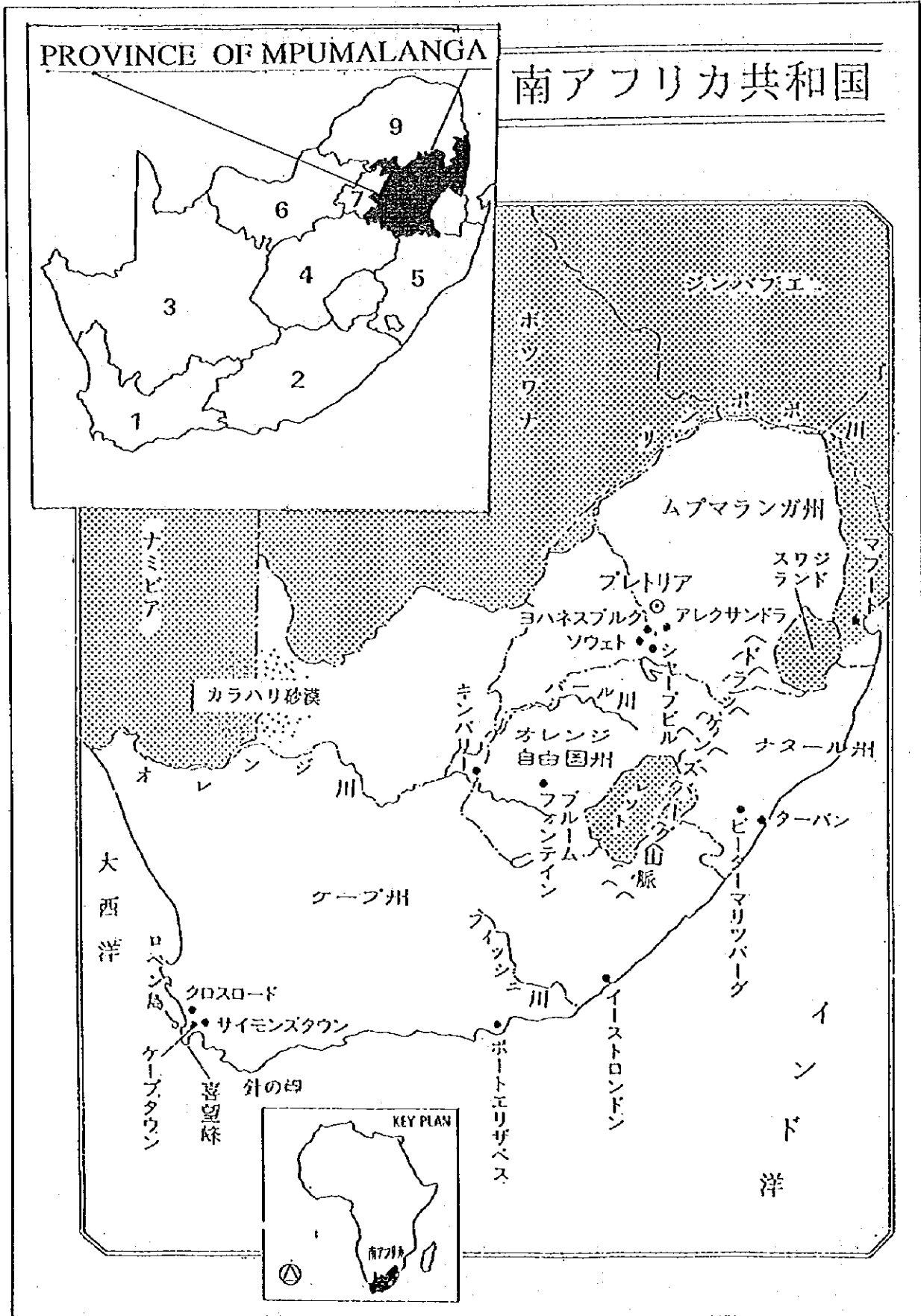
本報告書が、今後、南アフリカ共和国に対する研修事業を検討するうえで、何らかの指針になれば幸いです。

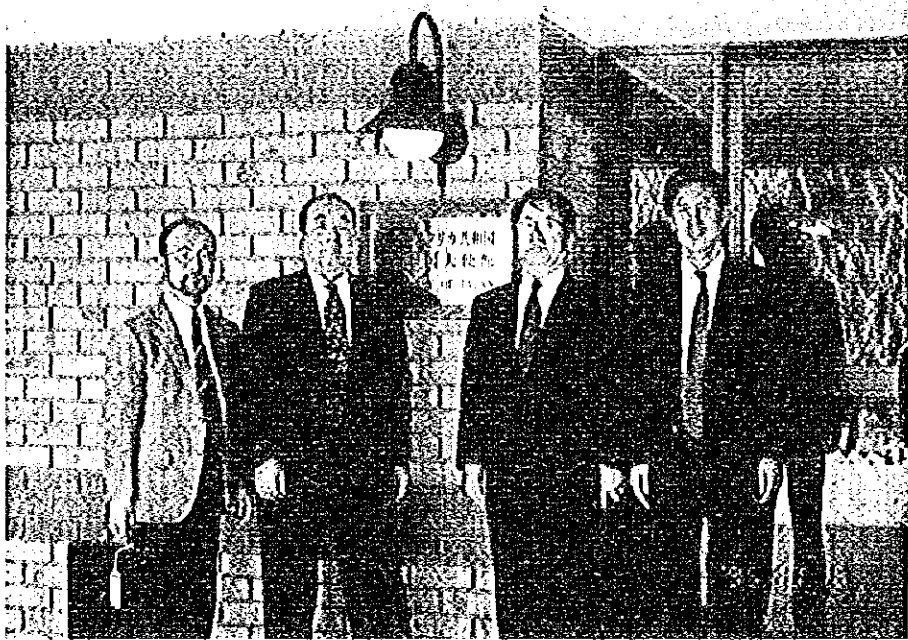
最後に、本調査の実施に際しご協力をいただきました関係各位に対し、深く謝意を表する次第です。

平成7年11月

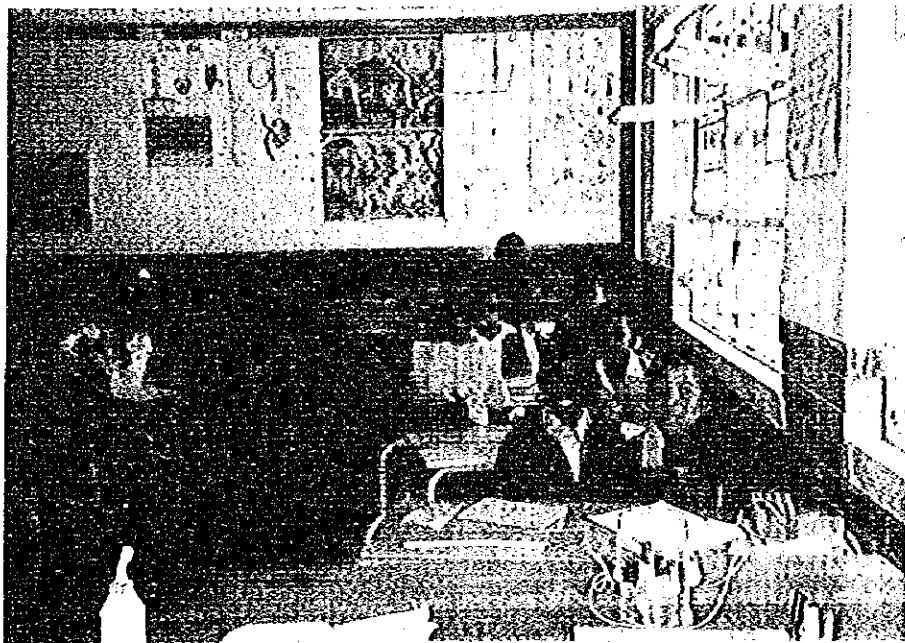
国際協力事業団  
研修事業部長 庵原宏義

プロジェクト位置図





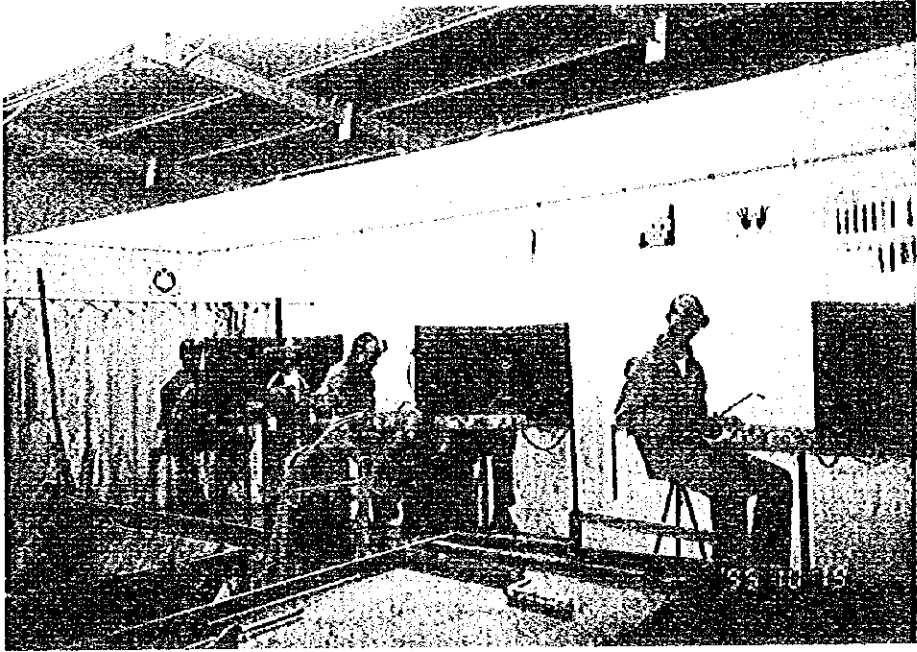
▲ 調査団メンバー



▲ 小学校







▲ Gəzankulu Training Trust



▲ 小農園



# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 序文  |    |
| プロジェクト位置図   |    |
| 写真  |    |
| 第1章 終了時評価調査団（教育、溶接、農業分野）の派遣                                     | 1  |
| 1-1 調査団派遣の経緯と目的   | 1  |
| 1-2 調査団の構成  | 2  |
| 1-3 調査団の日程  | 4  |
| 1-4 主要面談者   | 5  |
| 第2章 まとめ   | 6  |
| 第3章 教育分野（「開発のための教育行政コース」）                                       | 8  |
| 3-1 教育分野の現状と問題点（コースの背景）   | 8  |
| 3-2 コースの妥当性   | 17 |
| 3-3 コース実施による効果  | 18 |
| 3-4 提言  | 19 |
| 第4章 溶接分野（「溶接技術コース」）   | 25 |
| 4-1 職業訓練分野全般の現状と問題点   | 25 |
| 4-2 溶接分野の現状と問題点（コースの背景）   | 27 |
| 4-3 コースの妥当性   | 29 |
| 4-4 コース実施による効果  | 31 |
| 4-5 提言  | 32 |
| 第5章 農業分野（「農村開発のための低投入型野菜栽培」および<br>「農村開発（旧コース名：農村開発と小規模農業経営改善）」） | 34 |
| 5-1 農業分野の現状と問題点   | 34 |
| 5-2 コースの妥当性   | 38 |
| 5-3 コース実施による効果  | 39 |
| 5-4 提言  | 40 |

資料

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | National Education Policy Bill, 1995 (国家教育政策法案)                               | 45  |
| 2 | 溶接コースに対するMr.Chikala (Northern Transvaal Development Corporationのマネージャー) の評価報告 | 63  |
| 3 | Boskop訓練センター野菜栽培コースプログラム  | 81  |
| 4 | Draft White Paper on Agriculture, 1994 (農業白書案)                                | 82  |
| 5 | B A T A T Lead Programmes   | 105 |
| 6 | ムプマランガ州農業省組織図   | 139 |

## 第1章 終了時評価調査団（教育、溶接、農業分野）の派遣

### 1-1 調査団派遣の経緯と目的

南アフリカ共和国は、過去約340年間続いたアパルトヘイト（人種隔離）政策により国際社会から批判を浴び、厳しい制裁措置を受けていたが、1989年のデ・クラーク大統領の就任以来、同政策は徐々に廃止されていった。わが国は、同国のこの改革の進展を受けて、アパルトヘイトの犠牲者であるブラック・コミュニティの自立を支援する必要があるとの観点から、国連南アフリカ信託基金等に対する拠出などに加え、国連南部アフリカ教育訓練計画（United Nations Education & Training Programme for Southern Africa : UNETPSA）を通じた研修員の受入れを1990年度から開始した。1990年度は6名、その後急速に受入人数は増加を続け、1994年度には80名の実績に拡大し、1995年度は100名の研修員の受入れを計画している。1990年度から1994年度までの累計受入実績は206名。本研修事業の受入形態は、国別特設コースと既存集団コースへの参加の2形態がある。

本研修事業終了時評価調査団の派遣の目的は、1990年度から開始され、1995年度で6年目を迎える本研修事業を評価し、今後の研修事業計画の策定および研修コースの改善等に資することである。

今回の調査の主な対象は、開始してから数年を経た南アフリカ共和国特設コース、および対象分野の政策・組織等が大きく変動したため、至急研修コースの評価・見直しを行う必要のある南アフリカ共和国特設コースに絞って実施することとする。すなわち、主たる評価の対象となるコースは、「農村開発のための低投入型野菜栽培」「農村開発（旧名：農村開発と小規模経営改善）」「溶接技術」「開発のための教育行政」の4つのコース、農業、溶接、教育の3分野である。

1995年度の南アフリカブラック・コミュニティ支援研修事業計画（当初計画100名）は、次のとおりである。

#### （1）南アフリカ共和国国別特設コース（84名）

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ① 農村開発のための低投入型野菜栽培      | 8名  |
| ② 農村開発（旧名：農村開発と小規模経営改善） | 8名  |
| ③ 溶接技術                  | 10名 |
| ④ 開発のための教育行政            | 5名  |
| ⑤ 中小企業診断                | 11名 |
| ⑥ 電気工事関連技術              | 8名  |
| ⑦ 地方の開発行政               | 10名 |
| ⑧ 地域保健指導者               | 8名  |

- ⑨ 国際協力事業紹介セミナー 8名
- ⑩ 住宅建設セミナー 8名
- (2) 既存集団コース（一般特設コースも含め）に参加（16名）
  - ① 生産性向上技術 1名
  - ② 酪農振興・検査技術 1名
  - ③ 国土開発セミナー 1名
  - ④ 総合観光セミナー2 1名
  - ⑤ 女性の地位向上セミナー2 1名
  - ⑥ 犯罪防止（上級）2 1名
  - ⑦ 職業能力開発行政セミナー 1名
  - ⑧ 雇用行政セミナー 1名
  - ⑨ 農家生活水準向上と女性指導者 1名
  - ⑩ 農業・農村開発環境保全 1名
  - ⑪ 職業訓練管理セミナー 1名
  - ⑫ 公衆衛生教育 1名
  - ⑬ 農村近代化過程の健康障害対策セミナー 1名
  - ⑭ 企業ネットワークによる地域開発 2名
  - ⑮ エイズのウイルス感染診断検査技術 1名

また、今般調査の調査項目は次のとおりである。

- (1) 相手国の当該分野における現状と研修コースの背景
  - ① 当該分野の政策、組織、予算等の現状
  - ② 当該分野における訓練・教育の現状
- (2) 研修コースの妥当性
  - ① 当該分野の現状と研修コースとの整合性
  - ② 研修コースに対する関連機関の要望および問題指摘
  - ③ 当該分野の今後の研修ニーズ
- (3) 研修コース実施による効果
  - ① 帰国研修員が会得した研修内容の現地での適用状況
  - ② 帰国研修員の上司、同僚の帰国研修員に対する評価

## 1-2 調査団の構成

調査団の構成は次のとおりである。

- (1) 団長／教育（「開発のための教育行政」コースを担当）

二宮 皓（にのみや・あきら）：広島大学教育学部教授

※同大学は本コースの受入機関

(2) 溶接／職訓（「溶接技術」コースを担当）

中山 皓（なかやま・ひろし）：財団法人日本溶接技術センター理事

※同財団は本コースの受入機関

(3) 農 業（「農村開発のための低投入型野菜栽培」コースおよび

「農村開発（旧名：農村開発と小規模経営改善）」コースを担当）

北中 真人（きたなか・まこと）：国際協力事業団筑波国際農業研修センター研修室

職員

※同センターは両コースの受入機関

(4) 研修計画

牧野 耕司（まきの・こうじ）：国際協力事業団研修事業部研修第三課職員（アフリカ担当）

1-3 調査団の日程

| 月日(曜)         | 二宮団長日程   | 中山団員日程  | 北中団員日程  | 牧野団員日程  |
|---------------|--|---|---|---|
| 10月<br>13日(金) | 東京→パリ  | 5日東京→パリ→<br>カイロ滞在→パリ  | 東京→パリ   | 6日東京→マラウ<br>イ、ナイロビ滞在                          |
| 14日(土)        | パリ→ヨハネスブルグ<br>(AF-438)   | パリ→ヨハネスブルグ<br>(AF-438)  | パリ→ヨハネスブルグ<br>(AF-438)  | ナイロビ→ヨハネスブルグ<br>(SA-300)                      |
| 15日(日)        | ヨハネスブルグ着   | ヨハネスブルグ着  | ヨハネスブルグ着  | ナイロビ→ヨハネスブルグ着<br>(SA-183)                     |
| 16日(月)        | 在南アフリカ共和国日本<br>大使館表敬、政府刊<br>行物を機で資料収集  | “   | “   | “   |
| 17日(火)        | 教育省次官、プレト<br>リア大学、南アフリ<br>カ大学、教員養成カ<br>レッジ   | 教育次官、公共事業<br>省、労働省、南アフリ<br>カ溶接学会<br>(SAIW)                                    | 農業省、Boskop<br>訓練センター  | IDCC、在南アフリ<br>カ共和国日本大使<br>館協議                 |
| 18日(水)        | リインウッド リッ<br>ジ小学校、IDCC<br>にて各省へ研修説明<br>会   | Northern Transvaal<br>Development<br>Corporation、<br>Venda Manpower<br>訓練センター | 市場調査、IDCC<br>にて各省に研修説明<br>会   | 南ア警察庁、IDCC<br>にて各省に研修説<br>明会                  |
| 19日(木)        | <ケープ州→ムプマ<br>ランガ州><br>Rob Ferreira総合中<br>学校、Nkamayazane<br>技術センター、<br>Nelspruit 技術カレ<br>ッジ | Gazankulu Training<br>Trust   | <ケープ州→ムプマ<br>ランガ州><br>Lowveld College of<br>Agriculture, Mzimti<br>訓練センター、<br>Mzimti農業高校、野<br>菜プロジェクト | 二宮団長と同じ                                       |
| 20日(金)        | 州教育省、小学校、<br>ファームスクール<br><ムプマランガ州→<br>ケープ州>  | Waltloo 訓練センタ<br>ー、Chamdor 訓練セ<br>ンター   | <ムプマランガ州→<br>ケープ州><br>養鶏プロジェクト、<br>農場視察   | 二宮団長と同じ                                       |
| 21日(土)        | ヨハネスブルグ発→香港<br>(CX-748)  | 資料整理  | 資料整理  | 水資源林業省  |
| 22日(日)        | 香港→関西空港着   | ヨハネスブルグ発→ロンドン<br>(BA-056)   | ヨハネスブルグ発→ロンドン<br>(BA-056)   | ヨハネスブルグ発→ムババネ(ス<br>ワジランド)<br>(ZC-024)         |
| 23日(月)        |  | ロンドン着   | ロンドン着   |   |
| 24日(火)        |  | ロンドン→成田   | ロンドン→成田   | ムババネ→ヨハネスブルグ<br>(MN-302)<br>→ロンドン<br>(BA-056) |
| 25日(水)        |  | 成田着   | 成田着   | 27日成田着  |



#### 1-4 主要面談者

##### (1) 教育分野

- ・ Mr.I. VERMAAK, Director General, Department of Education
- ・ Prof.W.J.Louw, Head of Department of Didactics, University of Pretoria
- ・ Mr.S.MASEKO, Department of Comparative Education, University of South Africa (UNISA)
- ・ Prof.Van WYK, Department of Comparative Education, University of South Africa (UNISA)
- ・ Dr.L.de BEER, Vice Rector, Teachers Training College
- ・ Mr.BS.WILLIAMS, Principal, Lynnwood Ridge School
- ・ Mr.P.Mthimunye, Deputy Head, Department of Education, Province of Mpumalanga
- ・ Mr.Steven MOMEN, Department of Education, Province of Mpumalanga

##### (2) 溶接分野

- ・ Ms.A. BIRD, Resource Development and Career Services Chief Director, Department of Labour
- ・ Mr.R.DICKENS, Executive Director, South Africa Institute of Welding (South Africa Skills Foundation)
- ・ Mr.KGONYANE, Northern Transvaal Development Corporation
- ・ Mr.LARKAN, General Manager, Gazankulu Training Trust
- ・ Mr.G. Le Roux, Center Manager, Waterloo Training Center
- ・ Mr.P.Van ZYL, Training and Programme Manager, Chamdor Training Center

##### (3) 農業分野

- ・ Dr.HS. HOFMEYER, Chief Director, Policy Advise Unit, Department of Agriculture
- ・ Mr.B.REINHARDT, Director of Management and Information Services, Boskop Training Center
- ・ Mr.Raymond MORSE, Assistant Director of Non-Formal Training, Department of m Agriculture, Province of Mpumalanga
- ・ Mr.S.E.TEBLANCHE, Principal, Lowveld College of Agriculture
- ・ Mr.A.J.MARAIS, Head of Formal Training, Lowveld College of Agriculture

##### (4) その他

- ・ 原 聡：公使、在南アフリカ共和国日本国大使館
- ・ 中村 聡：専門調査員、在南アフリカ共和国日本国大使館（研修事業担当）
- ・ Mr.F.BROWNE, International Development Cooperation Committee (IDCC)
- ・ Mr.Danel J. VAN RENSBURG, International Development Finance, Department of Finance
- ・ Mr.Mike LOMBARD, National Basic Training, Human Resources Division, South Africa Police Service Head Office

## 第2章 まとめ

今回の調査により、全般的には、対象となった4コースの研修効果が高く、継続実施の必要性があることが確認された。カリキュラム等についての各論でいえば、各コースともいくつかの改訂すべきポイントが明らかになり、次回以降のコース実施に反映されることにより、より質の高いコースの実施が期待される。

今回、分野としては教育、溶接（職業訓練）、農業の3分野のみを対象としたが、1994年4月に実施された総選挙によるマンデラ大統領の国民融合政権の誕生により、経済、政治、社会等すべての面において、現在変革が進められており、これら3つの分野の状況について共通にいえることは、「流動的である」ということである。具体的には、制度、法律、人事、予算等がリストラの真っ最中であり、やっと書面（白書、法案等）での方向性が定まってきたところであるが、その実行はまだその緒に就いたばかりである。同じことはこれら3分野以外にもすべていえることであり、他の分野のコースを実施するうえでも、つねに現地の情報を収集するように心がけ、それをきめ細かくコース上に反映させるよう留意する必要がある。その努力を怠れば、同国を対象とするコースの場合、現状と研修コース内容が解離する恐れが往々にしてあり得るといえる。

分野別、コース別という切り口では明らかにならないが、南アフリカ共和国に関する研修事業の方式について付言すべきであると思われるので、以下に述べる。

同国に対する研修事業は、アパルトヘイト政策に関する同国とわが国との外交関係上、当初は二国間協力の形ではなくUNETPSA（国連南部アフリカ教育訓練計画）を通じた国際機関研修員の受入れの形をとって開始された。この方式においては、研修員のリクルートを在南アフリカ共和国日本国大使館が研修員候補者の所属先へ直接連絡をとるなどして実質的に行っており、UNETPSAは書類手続き上の経由地点という位置づけである。

しかし、1994年のマンデラ国民融合政権の誕生後、わが国は円借款、開発調査等二国間協力の援助を実施してきており、現在では理論上、本研修事業を二国間協力の方式で実施することを阻害する要因はなくなっている。

通常、政府開発援助において二国間協力を実施する場合、被援助国が援助窓口機関を定め、援助国側への要請、回答授受、調整を実施するが、南アフリカ共和国においても、ドナーからの要請に応じ、1994年度にIDCC（International Development Cooperation Committee：国際開発協力委員会）を設置した。しかしながら、このIDCCは常勤職員がほとんどおらず、十分に機能しているとは言い難い現状であるため、中期的には、通常の日国間協力の形式をとってはいるものの、短期的には（ここ数年）、従来の

UNETPSAを通す方式と二国間協力の方式を併用してやることに現在はなっている。わが国としてはNGO等の政府機関以外からも研修員を受け入れたいとの意向があり、二国間協力方式によるIDCCのみを通じるやり方では、研修員が政府機関に偏る恐れがあるとの判断もある。

上記のとおり1995年度は、両方式併用で受入れを実施してきているが、IDCCの能力の低さ、政府内の混乱等によりリクルートが従来に比べ時間がかかったりまたは困難になるケースが散見される。今後改善策として、同国関係者のわが国への研修員としての受入れ等により、わが国の研修事業の制度を十分理解してもらうことがあげられる。なお、1995年度には、国際協力事業紹介セミナーを南アフリカ共和国特設コースとして開催すべく計画している。また、GIの送付時期を可能な限り早めることにより、南アフリカ共和国に対して研修員応募にかかる時間を十分与えることに努めること、さらに、研修員候補者の要請がまだ提出されない段階でも、可能な限り、できるだけ多くの準備を進めておくこと等の対策に鋭意努める必要がある。

### 第3章 教育分野（「開発のための教育行政コース」）

#### 3-1 教育分野の現状と問題点（コースの背景）

##### （1）教育行政（政策）と行政組織・予算等

###### ① 国レベルの教育行政・政策

###### a. 教育行政の組織

南アフリカ共和国の行政単位は、国、州および地方自治体（市町村）からなっている。地方自治体はさらに都市部自治体（Transitional Metropolitan Council）と地方自治体（Transitional Local Council）に分かれている。

新憲法のもとでは、教育（大学とテクニコンスを除く）はすべて州（プロビンス）の責任であり、州が所管する事項であると規定されている。しかし、国は直接的行政権限は持たないが、国家的な教育政策の「フレームワーク」（大綱計画あるいは基準）を策定するなどの教育計画立案についての権能を有している。

国と州は、協力して教育行政にあたるのが憲法上期待されているが、そうした協力を担保する措置として、次の2つの組織が設置されている。

###### I 教育大臣会議（Council of Education Ministers：CEM）

これは国の文部大臣、政務次官と9州の文部大臣で編成され、1995年4月から毎月会議を開催してきている。意見交換を主たる狙いとし、国と州の権限配分の調整について意見交換が行われることになる。

###### II 教育省次官委員会（Heads of Education Departments Committee：HEDCOM）

これは1995年1月から開始され、国と州の教育省の次官によって組織される委員会である。その役割として、国の文部大臣に助言するという機能や国と州の行政について協議する場として位置づけられている。従来は後述するように人種別の教育行政当局が国と州レベルに設置され、それぞれの系統で協議機関を設けてきたが、それを廃止して、1995年度からこの委員会に統一されている。

従来、アパルトヘイト政策のもとで人種・民族別に教育行政機関が複数設置され、国のみならず州のレベルにあってもそれぞれに異なった教育行政・政策が行われてきたが、マンデラ政権下での民主化により、教育行政機関もひとつに統一されつつある。つまり、国レベルでは、文部大臣（Minister of Education）が1名任命され、大臣の統轄のもとに教育省（Department of Education）が行政事務局として設置されている。これはイギリス型の教育行政機構に類似している。

国の教育省の内部編成は、システムと資源に関係する局（開発援助や国際教育

協力を所管する部局でもあるようだが)、教育・訓練プログラムに関係する局、および教育・訓練助成局に相当する支援に関係する局の3局構成となっているようである。

国の教育省は、総合的全体的な教育計画(Macro-planning)に責任を有するとされている。国の予算の仕組みは、わが国と異なり、多年度予算制度(Multi-year Budgeting)になっている。

#### b. 国の教育政策の基本的動向(国家教育政策法案)

新憲法は第31条で「何人も次の権利を有する。Ⅰ 基礎教育を受ける権利および教育機関への平等な機会を与えられる権利、Ⅱ 各自の母語が使用できる場合にはその言語で教育を受ける権利、Ⅲ 人種を理由とする差別が行われないうちに限り、共通の文化、言語もしくは宗教に基づく教育機関を設置する権利」と規定され、教育を受ける権利がうたわれている。ここで重要なことは各自の母国語を教授用語とする教育を受ける権利、それぞれの文化を基盤とした学校を設置する権利がすべての人に与えられていることである。法のもとでの平等と教育を受ける権利が教育政策の基本的性格を規定することになる。

次に、マンデラ大統領の署名を待って法律として公布されることになる「国家教育政策法案(National Education Policy Bill)」(1995年10月)の概要を記すことで、現在の南アフリカ共和国政府がどのような教育政策を展開しようとしているか推測することができる。紙幅の関係ですべてを紹介することはできないが、一部項目だけでもここに報告しておくことが重要であろう。

#### (前文)

「国家教育政策を確定し、国民教育制度の民主化移行に必要な立法措置を講ずることによって、国民すべてのニーズと利益に奉仕し、国民の基本的な権利を保障する」

#### (目的)

- 1 文部大臣による国家教育政策の確定とその方針の原理
- 2 政策確定に先立つコンサルテーション機構の整備
- 3 国家教育政策の広報
- 4 教育の点検評価活動

#### (国家教育政策の確定)

- 1 教育マネージメントシステムに関する施策(統計データの整備)
- 2 教育制度の組織・経営・管理

(注:これについては“Report of the Committee to Review the Organization,

Governance and Funding of Schools, 1995, Aug. 31.”において公表されたもの  
について、国民からの公聴を行う段階にあるという)

- 3 教育の施設、財政、開発計画
- 4 教育の革新、研究、開発
- 5 教員1人当たり生徒数(比率)
- 6 教師教育と教員養成機関の設置認可

(注:これについてはすでにCommittee for Teacher Education Policy (COTEP:教員養成政策小委員会)の答申である“Norms and Standards and Governance Structure for Teacher Education, 1995.7”を公表し、教員教育の目標、教員の資質、教員養成プログラム・機関の設置認可などについて方針が確定しつつあるという)

- 7 教育機関の組織、経営、管理、財政、設置、登録など
- 8 義務教育
- 9 学生生徒の入学・就学年齢など
- 10 授業時数・授業日数
- 11 各州の学期の区分の調整
- 12 カリキュラムのフレームワーク、コアシラバス、教育プログラム、学習基準、試験、資格など

(注:これは重要な項目で、National Qualification Frameworkという国家の政策に連動するものである)

- 13 教授用語
- 14 生徒の懲戒と体罰の禁止
- 15 健康、福祉、カウンセリング、ガイダンス等の教育支援サービス
- 16 教育省と他の省庁との調整
- 17 教育分野の国際関係

(注:この権能が教育協力に関係することになる)

(教育の基本的方針・原理)

- 1 基本的人権の尊重
- 2 全面発達の原理
- 3 教育の機会の均等の原理
- 4 障害者の教育の保障
- 5 生涯学習の機会の提供と奨励
- 6 教育と訓練の統合的アプローチの原理

- 7 研究開発に必要な技能の育成
- 8 生徒の興味・関心・適性に応じる教育
- 9 主体的批判的思考力の育成
- 10 教授学習を尊重する文化の育成
- 11 知的探究心の育成
- 12 教育の研究開発による質の改善
- 13 国民の参加
- 14 資源の有効活用

## ② 州および地方レベルの教育行政

州レベルの教育行政機関として、州政府に州教育省 (Department of Education) が設置されることになっている。現在、各州政府が少なくとも1995年度中にこうした単一の州教育省を設置し、職員を雇用するよう求められているが、国レベルと同様に、これまでの人種別による多元的教育行政機関を、また職員や行政事務をどのようにスムーズに統合すべきかが試行錯誤的に試みられることになる。

ムプマランガ州 (旧東トランスバール州) の教育省は、新たに建築されつつあるビルディングに設置されつつあるところで、塗装工事が進むなかで一部業務が進められつつあるが、その組織は、Ⅰ 管理・助成局 (Chief-directorate for Management Supportive)、Ⅱ 教育開発支援・事業局 (Chief-directorate for Educational Development Service and Programs)、およびⅢ 地方振興局 (Chief-directorate for Distant Service) から編成されている。第1局は行政官、事務官が中心であるが、第2・第3局には教育内容や指導技術の指導助言に責任を持つことから、教育の専門家が配置される。特に第3局は「視学」の機能が期待されている。

しかし、従来の教育行政機関の統合、職員の再雇用といった問題を処理しつつある最中であり、職員はまだ充足されていない。適任者がいないという問題も背後にはある。たとえばムプマランガ州教育省の場合、総勢で450名の行政者や教育の専門職人を必要としているが、そのうち143名については、新規11名、従来の教育行政機関からの転出132名が決まっているものの、残りの300数名はこれからであるという。しかもこの新たな職員の募集は公募で行われるが、採用にあたっては、人種と性に配慮した当然にアファーマティブ・アクションと平等な代表性 (割合) がとられなければならない、と説明されている。問題はやはり、経験を持つ人が少ないことにある。

地方のレベルの教育行政システムについてみると、ムプマランガ州の事例であるが、まず州教育省は末端行政機構として巡回区事務所 (Circuit District Offices) を設置し、5つの巡回区で1つの地方区事務所 (District Office) を設置するというこ

とになっている。現在12地方区、60の巡回区事務所が置かれることになっているという。地方区事務所にも教育の専門家が置かれ、教科指導、特殊教育指導、課外活動指導、成人基礎教育指導などの分野での指導助言行政を行うことになるという。

## (2) 学校制度（都市部および地方）

### ① 学校体系計画

新しい学校制度・学校体系は、国で議論され、確定されることになる「全国資格基準 (National Qualification Framework)」をもって、南アフリカ共和国の学校制度の統一化が図られることになっている。とりわけ、成人の基礎識字教育や職業技術教育等と伝統的な概念の学校教育制度の「同等性」を確保し、いずれのコースであれ、資格として同等に認定しようとする考え方のようなのである。それにより、これまで学校教育を受けることのできなかつた特にブラック・コミュニティの成人教育資格を改善する必要がある。

こうした国家教育計画によれば、学校教育段階は3段階に区分される。第1段階は、レベル1と呼称され、1年の就学前教育と9年の基礎教育からなっている。このレベルを修了すると、一般教育修了証 (General Education Certificate: GEC) が授与される。この資格は成人教育プログラムを修了することでもってしても取得することができる。この9年間の基礎教育は義務教育であり、1995年度から学年進行で義務教育が実施されていくことになる。なお学校体系としては、最初の1年は、就学前教育 (Preprimary Education) という呼称があたり、その次の9年間の学校教育は、前期・後期初等教育 (Junior and Senior Primary Education) と呼称される。

第2段階はレベル2と呼称され、学校・教育機関としては3年制の高等学校 (Senior Secondary)、コミュニティカレッジや地域訓練センター (Regional Training Centers) がある。単位制が導入されており、年数主義でないために、成人でも誰でも個々人の都合で修了資格を取得することができる。このレベル2を修了すれば、「継続教育修了証 (Further Education Certificate: FEC) が授与される。ここでいう継続教育の概念は高等学校教育をも含めたものであり、イギリスでいわれる継続教育とは異なる。

第3段階はレベル3と呼称され、総合大学のほかに、テクニcons (Technikons) および公立私立の専門カレッジがそれである。修了すれば、高等教育修了証書 (Higher Education Diploma) が授与されることになる。

現在はこれまでの学校制度がそのまま継続されており、学校の名称、学校の種類などがまだはっきりしない。ちなみに従来の設置者別にみる伝統的な学校 (Inherited Models of Schools Ownership) 区分によれば、学校はState Schools(8278校)、



Community Schools(7669校)、Model C Schools(1860校)、Other State-aided & Farm Schools(6884校)、Private Schools(457校)に大別される。在学している児童生徒数は約1000万人であるが、46%がState Schoolsに、38%がCommunity Schoolsに在籍している。私学の占める割合は1%弱である。

なお、教育省が1995年8月に公表した『学校の組織、管理および財政検討委員会報告書』によれば、今後南アフリカ共和国の学校の種類は、公立学校(Public Schools)と独立学校(Independent Schools)の2つに大別するという案が示されている。

## ② ファームスクール(Farm School)

従来、農場主がそこで働く従業員や作業員の子弟のために、初歩的な識字等の教育を目的として農場のなかに設置した学校がファームスクールと呼ばれる学校である。これはまったくの私的な教育施設で、教員資格が問われることもなければ、どのような教科をどのように教授するかはまったくの自由である。

ところが近年(新政権になってからかどうかは不明であるが)、こうしたファームスクールの公立学校への移管が進められつつある。街の学校まで児童生徒に遠距離通学させるよりは、近くに存在しているファームスクールを公立の学校の代替校として利用するという施策が実施されている(ムプマランガ州での実地調査より)。その結果、農場に関係しない子どもたちも就学することができるようになったし、教員の給与や学校に関する費用も州教育省が直接責任を持つことになり、条件整備も進むことになる。しかし、これももっと地方にいけば状況が異なっているのかもしれない。

## (3) 教員の養成

### ① 教員養成の仕組み

教員養成は、国と州の共同責任として実施されることになっており、約100校近くある教員養成カレッジは州政府の所管とし、総合大学およびテクニコンスでの教員養成プログラム(課程)は国の所管としている。教員養成カレッジは3~4年制であり、大学の教育学部での養成課程は4年制となっている。

また、教員養成は大学レベルでの養成と師範学校(カレッジ/スクール)レベルでの養成に分かれている。教育省としては、将来は教員養成は「高等教育機関」において行われるべきであるという方針を公表しているが、この全国高等教育委員会(National Commission on Higher Education)もこうした見解について、現行法規上ではカレッジが州の所管であり、国がそれをどうかするという上記の議論は憲法違反であると批判されている。

### ② 教員養成の課題や問題点

現在、教員養成のあり方が再検討されているが、なかでもHEDCOM(教

育省次官委員会)のなかの小委員会として設置されている教員養成政策小委員会(Committee for Teacher Education Policy: COTEP)と大学・師範学校や教員団体あるいは州教育省関係者等で組織される全国教師教育協議会(National Council for Teacher Education)での審議の行方が重要である。とりわけ今後大学とテクニコンスでの教員養成の責任と州政府の責任をどのように調整するか、教員養成にどのように遠隔教育型プログラムを組み込み、制度化するか、現職教員の研修評価をどのように行うのか、理科・数学・技術工学といった教員が不足している教科・科目での教員養成をどのように進めるか、といった重要課題が審議されなくてはならない。

特にブラック・コミュニティの生徒の理科や数学の履修状況が悪いなかで、どのようにブラック・コミュニティの学生を支援し、理科や数学の教師として養成するか、中等学校段階で理科や数学を履修するブラック・コミュニティの生徒の割合が20%しかなく、その学力水準も高くないという実態、あるいは大学進学にあっても人文系に偏り、理数系への進学希望者がほとんどいない、という現実のなかで、どのような「回復事業(recovery program)」または補償プログラム、もしくは再挑戦プログラムを奨励するか、といった課題があるようである。

また、技術・職業教育の担当教員の不足や、特に都市での教員の不足、理科や数学の教員のなかでも特に物理や化学の教員の不足、商業教員の不足があると指摘されているが、数量的に教員不足がどの程度かを計測したデータはないようである。

### ③ 現職教員の研修

わが国や諸外国で一般に理解されているような意味での、有資格教員の専門職性の向上や改善を目的とする教員研修システムは、ほとんど整備されていないといっても過言ではない。

南アフリカ共和国で教員の現職教育(オンザジョブ・トレーニング)とは、無資格教員を訓練し、資格を付与するための研修を意味している。

しかし、現在構想されている教員不足対策としての現職教員の研修システムは、たとえば、物理や化学あるいは数学の教員が不足しているので、それを補うために人文系あるいは社会系の教科の資格をすでに取得している教員あるいは教員採用希望者に対して、これら不足している教科の研修コースを提供し、教員資格を取得させるという仕組みが考えられるようになった。とりわけブラック・コミュニティの学生の理科や数学敬遠症候群、あるいは伝統的な文化の影響を受けた技術軽視の傾向を反映したブラック・コミュニティの教員不足を、こうした研修で補完しようとする構想である。

こうした研修システムは、遠隔教育を活用したもので、南アフリカ大学(UNIS

A)と南アフリカ教育カレッジ(CESA)がその中心的大学・機関である。もちろんこうした高等機関は直接遠隔教育プログラムでの教員養成も行っている。キャンパスにはほとんど学生はおらず、それぞれの地域や職場で働いたり、過ごしたりしながら、多くの人々がこのプログラムに登録し、それぞれ地方に設置されているテクニカルカレッジなどの教育機関で試験を受けたりしている。CESAはいくつかの地方に地域教員養成センター(Teacher Training Centers、Teacher Centers)を併設し、それぞれの地域で指導教員(Trainers)が直接指導できる体制を整えているようである。この指導教員は、CESAで養成され任命されるが、多くは元教員である者が少なくない。こうした地方の教員センター(現在30センター)をもっと増やしたい、という意向がCESAの側にはあるようだ。

#### ④ 教員の過剰供給現象

言語や社会など人文系や社会系教科の教員志望者がブラック・コミュニティの学生にも非常に多くいるため、教員資格を取得したブラック・コミュニティの学生が急速に増大しつつあり、そうしたブラック・コミュニティの学生の失業問題が出ているという。そこでブラック・コミュニティの学生で教職に就きたい者は学校や場所を選ぶことなく、積極的にファームスクール(農場併設学校)でも教職に就くようになってきているという。

その意味では、ファームスクールの公立化とともに教員の資質が改善され、学校教育の質が高まりつつあるといえるし、子どもたちも質が改善された学校教育を近くで受けることができるようになってきた。教員養成の無計画的拡充、人文系・社会系への偏りといった問題が、ファームスクールや僻地の学校の質の向上に貢献するという皮肉もみられるようである。

### (4) カリキュラム

#### ① 教育課程の開発・編成

現在、国の教育省において民主化政策を基盤とした教育課程の全面的改定・見直しが行われているところで、できるだけ早急に、新カリキュラム・フレームワークとコアカリキュラムの開発・編成が準備されている。それが確定すれば、各州教育省がそれを受けて、それぞれの基準教育課程を決定し、各学校で実施する体制を整えることになる。教科書もこの新カリキュラムに応じて選択されていくことになる。

国のレベルでは、教育省のあと押しで、教員団体、教員養成機関の代表、教科主任などの専門家の協力を得ながら、全国教育・訓練フォーラム(National Education and Training Forum)を組織し、教育課程の基準づくりを急いでいる。教育大臣がこれを承認すれば、これが国家的政策の教育課程基準として公布されることになる。さ

らに国では、国立カリキュラム開発研究所 (National Institute of Curriculum Development) を設置し、教育課程、教育評価および教員養成・研修についての調査研究をさせることにしたようである。

## ② コアカリキュラム (全国共通教科科目) の概要

全国的に共通の教科カリキュラムとしてのコアカリキュラムの開発が急がれているが、現在までにおよそ合意に達したものは、「科学と工学 (Science and Technology)」の教科・科目だけである。

コアカリキュラムとしてどのような内容が適切かを各州の関係者も参加するなかで検討が進められ、そうした議論を経て教育課程編成の原理・原則の確認が行われている。たとえば、Ⅰ) 性差別のないカリキュラムであること、Ⅱ) 就学前学年 (K 学年) から第 9 学年まで必修科目とすること、Ⅲ) 問題解決型のカリキュラムとすること、Ⅳ) 工学の内容は、エネルギー、情報、材料の 3 領域とすること、Ⅴ) 1996 年度から開始すること、Ⅵ) 教員研修を振興する (地方に理工学センター (Science and Technology Centers) を設置し、教員研修を実施する計画があるという) などが基本的な原理として同意されている。

さらにコアカリキュラムとしては、言語、数学、社会、芸術、体育、商業、ライフ技能 (生活科?) などの教科が構想されつつある。

地方での現状の対応についてみると、まだ始まったばかりで、何もスタートしていないといってもよい。職員の体制が整備されていないし、今の段階ではまだ各学校長への説明もなされていない。しかも国がどのように決定しようが、「地方は地方で決めればよい」という考え方もあるようで、従来の方式に慣れている地方の学校が、国家が教育課程の基準を設定するという新しいシステムにどのように対応することになるのかは今後の課題であろう。

加えて今回の調査では定かにできなかったが、大学入学資格制度あるいは試験制度がどのように変革されるのか、学年進行による学校制度改革を行うとすれば、何年も先の高等教育改革になると思えるが、誰もそうした課題について考えていないようである。大学は国の所管で、中等学校等までは州の所管で、という二元的行政制度がこうした問題を残しているともいえる。

## ③ 従来の教育課程の編成

これまでの南アフリカ共和国の学校での教育課程の編成は、イギリスのそれと類似したもので、全国的な「試験」によって学校のシラバスが決定される仕組みとなっていた。全国レベルの大学入試試験合同委員会とでも呼称される委員会 (Joint Matriculation Board) が組織され、大学関係者と各レベルの政府・教育関係者 (当

時はアパルトヘイト政策下で教育行政が人種別に区分されていたので、そうした人種別の教育省、各州（4州）の教育省などの代表者が共同で、共通カリキュラムの枠を決定していた。特に大学の専門家が主導して、教科別学年別のシラバスモデルを作成し、大学入学資格試験ともなる卒業試験の内容を決めていた。

そこで学校は、こうした全国的な試験の内容の動向を踏まえて、各学校で教授する教科科目の種類とその内容を検討する。教科書はイギリスと同様であると思うが、「自由発行」制となっているので、市販教材を教科書として選んで使用させることになる。教科書は教員が執筆して販売していることも少なくない。モデル学校では親が購入することになるが、州の学校では、教科書採択委員会で決定し、使用する教科書を決めれば、あとはその教科書を貸与することになる。もし紛失したりすれば弁償させられることになっているという。

### 3-2 コースの妥当性

#### (1) コースの概要

南アフリカ共和国特設「教育行政」コースは、1994年度から広島大学教育学部において実施されているものである。研修期間は約4週間と短い。受託研修員は1994年度が5名（教育行政機関関係者と大学教員で、男性のみ）であった。全員英語に堪能であり、コースはすべて英語で行われ、コミュニケーションに関しては特に問題はない。

コースは、① 教育行政の基礎的理論や原則について研修し、② 教育政策の開発の方法論、カリキュラム開発推進のための行政、現職教員の研修を推進する行政、学校管理などに関する技能や方法について研修し、③ わが国や諸外国の経験や動向との比較考察を通じて、南アフリカ共和国のニーズや実態に即し得る教育施策について研修することをねらいとしている。

講義や演習あるいは討議の題材としては、教育行政の基本的原則、教育行政制度・組織論、地方教育行政の仕組みと課題、生涯学習・教育の理念と政策、教員研修体系・計画、カリキュラム開発システム、生徒指導、学校管理・運営の理論と実践、日本の教育政策、などを取り上げている。

見学プログラムとしては、学校、教育センター、文部省、教育委員会、教科書研究センター、社会教育施設などでの実地指導を行っている。

研修プログラムの一環として、ホームステイも体験させている。

最後は各自に研修成果を発表させ、合同で成果の確認を行っているが、このような機会が、指導する立場である日本側の反省材料にもなるように心がけている。

## (2) 教育分野の現状とコースの整合性

わが国の教育行政は、制度的には地方分権を基本としているが、実体的には中央集権的行政の性格を強く持っていることは周知のとおりである。南アフリカ共和国の教育行政も学校については地方（州）分権を基本とするものであり、中央（国）の役割や権能と州のそれをどのように調整し、国と地方が地方を基本としながらどのように連携するかという課題を有している。その意味では日本の教育行政の仕組みや法制は参考になっている。

しかし、地方分権の基盤である教育委員会制度については、南アフリカ共和国ではなじみがないものであるので、民主的な教育行政の機構論としての教育委員会制度について学習してもらうことは有意義であろう。

カリキュラム開発、教科書の発行、検定などのシステムは日本のそれと異なり、イギリス的であるので、どこまで日本が行政システム論としてかみ合った議論ができるかは疑問である。

学校の管理運営について、人事管理、財政管理は直接的管理事項の研修よりも、学校現場でどのように校内研修体制を整備するか、教員の意欲と共同研究活動をどのように組織化・支援するか、学校と地域あるいは家庭とはどのような連携をとることができるか、といった観点からの研修内容としているが、参加者の性質や現地の学校管理体制からみると、あまり高度で専門的かつ技術的なものとするより、発想をどのように持てばよいかに重点を置いた研修内容にしたほうが効果があると思われる。

生徒指導体制あるいは児童管理の問題、体罰を含めた学校懲戒・規律の問題については、特に今後研修内容として充実したほうが効果的であると思う。というのも、教員の力量が高くない、教員の使命感が高くない、あるいは若年教員が多い、といったブラック・コミュニティの子どもたちが学ぶ学校の状況をみると、学校管理のなかで、生徒指導のあり方や方法についての討議をすることが必要である。

## (3) コースに対する関連機関の要望および問題指摘事項

特に教育行政研修コースに限った質疑を行っていないこともあり、直接的な要望は特になかった。

### 3-3 コース実施による効果

#### (1) 帰国研修員が会得した研修内容の現地での適用状況

研修を修了して帰国した5名のうち、2名の帰国研修員と会うことができたが、2名ともこの教育行政研修プログラムでの経験を非常に高く評価してくれた。特に1名は帰国後、国の教育省で文部大臣特別補佐官に就任しており、帰国後も世界を駆け巡りなが

ら、教育政策の方向を探っているという。その彼が評価したことは、直接的な研修内容や知識より、講師や行政関係者と討議をすることで、異なった知見を学んだり、発想を学んだりすることができた、ということであった。また日本の家庭に宿泊し、日本の文化を知り得たことも有意義であったという。彼は、「こうして得た知見や考え方は、帰国後もときどき思い出しながら、参考になっている」と述べていた。そしてこのプログラムは「間違いなく必要であり、効果的である」と明確に述べた。なお、彼はイギリスで教育を受けた大学教員であったが、今はこうしたポストに就いている。

UNISAに勤務する他の1名は、慶応大学に短期在籍したこともある比較教育学を専門とする優秀な研究者であるが、彼も教育行政研修プログラムの効果を認めていた。

特に、今回会うことができなかつた地方にいる他の研修員にも電話でコンタクトをとってくれて、研修についての意見を聞いてくれたようであるが、それによると、とてもいい経験ができ、地方で教育行政に本格的に携わるようになった現在、日本で研修したことが生かせるということのようである。

#### (2) 帰国研修員の上司・同僚の帰国研修員に対する評価

これについては特に調査する機会がなかつたので、本報告書では何も報告できない。ただUNISA（南アフリカ大学）で研修員の同僚と懇談する機会があつたが、数人の人が自分たちも日本で研修したい、と述べていたのが印象的である。4名は白人の大学教員、2名はブラック・コミュニティの大学教員であつたが、白人の教員も日本で研修の機会を持ちたいし、交流したいと述べていた。

### 3-4 提言

#### (1) 教育分野における今後の研修ニーズ

##### ① 理数科教員の量的・質的充足支援

ブラック・コミュニティの人々との技術離れ、技術蔑視あるいは基礎段階での理数科の学習機会の剥奪などの理由から、この分野での教員が著しく不足しているという。現在、各州ではすでに他の教科の教員資格を取得している者や小学校教員資格を取得している者を対象として、理科や数学の教員資格を取得させる研修型事業を実施したり、現職教員の研修を通じて、理科や数学の担当教員を確保しようとしているという。

そこで、南アフリカ共和国に対してもブラック・コミュニティ支援事業の一環として、フィリピンで実施されているような理科や数学の教員の研修（一部養成を含む）事業（センターの設置、専門家の派遣、教材・教具の提供など）を開発することへのニーズは高いと思う。

その場合、特に理科であれば実験を重視する理科教育（科学的、実証的かつ批判的思考力の育成）を促進するような支援事業であることが望ましい。

### ② 児童生徒への職業技術訓練機会の拡大支援

南アフリカ共和国では、基礎学校（今は義務教育ではないが、今後義務教育が学年進行で実施される）などで学ぶ児童生徒に対して、地域にテクニカル（技術）センターを別置き、週に数時間バスで送迎しながら、手に職をつけさせる職業技術訓練を提供する事業が行われていた。児童生徒は在籍する学校では基礎的な普通教育を受けているわけで、それぞれの学校では、施設設備の問題や財政上の問題あるいは教育課程上の問題から提供することのできない職業技術（木工、煉瓦、機械、デザインなど）をこうしたセンターで実施しようとする試みである。中学校相当学年の生徒が、学校外で就学しながら同時に手に職をつける訓練が受けられる機会をさらに拡充し、その質を向上させるような支援協力事業を考えることができる。

なお一例であるが、ムプマランガ州ではドイツ（ラインラントプファルツ州）の協力を得て本格的な人的資源開発計画（職業教育訓練）プロジェクトが進行しつつある。これは州政府（知事部局）に設置された人的資源局が中心となって、州教育省その他の関係機関の代表者からなる調整委員会を組織し、地域の社会経済ニーズに直接的に応えることのできる人材養成訓練システムとプログラムを、戦略的に開発・実施するというまったく新しい事業である（現在は調整段階中であり、1996年から本格的に始動するものと思われる）。

### ③ 現職教員研修機会の拡充支援

UNISA（南アフリカ大学）やCESA（南アフリカ教育カレッジ）では、遠隔教育を基本として教員養成・研修（無資格教員の資格認定講習型研修事業）が実施されていることは、上記のとおりであるが、本格的な現職教員研修体系・事業はまだ計画されたこともなければ、その施設も完備されているわけでもない。そこで急速な教育普及に伴う教員の供給が行われつつあるが、その結果、若年教員の急激な増大をもたらしつつある。しかし、問題はそうしたブラック・コミュニティの若年教員がそれまで受けてきた教科専門教育と教職専門教育は必ずしも十分なものではなく、実際の授業を参観してわかることであるが、その技量には問題がある。

学級経営の観点もなければ、授業への教材研究をする力もないようである。教案を準備して、質の高い授業を行うといった様子もない。教科書はあるが、その適切な活用が工夫されもしない。このように実際の教室では教員の力量や態度に多くの問題がある（白人の学校で白人の教員の授業を見る限りでは、小集団学習、モンテッソリー型教育、教室のクライメットに配慮した低学年の授業など、工夫された授業が行われ



ているので、南アフリカ共和国の学校がすべてそうだ、という意味ではない)。

しかし、学校のなかでの校内研修システムは皆無であるようなので、教員の集団の力量形成は現場ではまったくなされない。地域ごとに教員研修機関があって、定期的にそのサービスを提供するというものもない。したがって、本格的な地域ごとの教員研修体系(施設と事業)の確立支援が大いに必要であると思う。

#### ④ 教材教具開発支援

教科書・教材、あるいは学習材を開発する教科用図書出版社育成支援事業が考えられる。子どもたちが家庭で使用する安価な学習材の提供、大量の教科用図書の発行による教師用指導書の開発といったように、教科書行政と深くかかわることになるが、民間の教育出版社、教科用図書・学習教材開発出版社を育成する事業が必要である。

学校や家庭に子どもが学習するための「材」(印刷教材)が乏しい。こうした民間の教材会社が育成されれば、教師が授業の準備に活用できる指導書あるいは授業のための多様な教具・補助教材も無償(会社のサービスとして)あるいはきわめて安価で提供されることになる。図書・出版文化の育成とでもいえよう。

さらに、教育評価(標準テキスト、適正テキストのみならずカリキュラム評価のためのテストも含む)の開発も行われれば、全国的な教育水準を向上させることもできよう。

#### ⑤ 社会教育施設整備事業支援

生涯学習時代を迎えるのは何も先進国だけでなく、工場や技術移転が急速に進んだり、国際化・情報化による高度な情報の共有現象が加速されるなかで、発展途上国においてもリカレント教育や生涯学習時代に直面することになる。それと同時に地方の地域は依然として生活環境や文化的社会経済的環境において因習や風習が根強く残されているし、住民の意識の啓発が必要であることも間違いない。このように二重の意味で生涯・社会教育の機会が必要であると考えられる。

特に、わが国にみられるような公民館事業(アメリカであればコミュニティーセンターあるいは公園事業)が南アフリカ共和国でも開設され、地域の住民が相互学習をしたり、啓発学習をしたり、みずからの職業やビジネスに必要な知識技能を学んだり、健康について学習して生活改善に努めることができるようになったり、育児を見直して子どもへの教育期待を高めたりなど、地域学習環境改善支援事業も大変重要である。とりわけ銃社会で、犯罪が多発する社会であり、青少年が犯罪に巻き込まれる危険の高い社会であればこそ、また農村社会が衰弊し、都市部に人口が流入する(国民の移動が自由になったので、今後ますます人口の都市集中の傾向が高まるのではないか)ことになればこそ、こうした地域の学習力、地域の教育力、地域の自助努力を改善す

る地域教育活動が決め手になると思う。

#### ⑥ 障害児教育機関の設置と教員養成支援

統計によると、特別のニーズを持つ子どもたち（障害児）が就学したり、リハビリテーションを受けたりする学校や施設がほとんど整備されていない。肢体不自由児でも、通学できる子どもは特殊教育諸学校ではなく、普通学級で学ぶ場合がほとんどであるという。

また、こうした障害児教育に従事し得る教員の養成等についても未整備状況であるように見える。

そこでこうした分野での技術協力の可能性を探る必要がある。

### (2) コース実施に関する留意点

#### ① 蓄積されたノウハウ — 他の発展途上国との違い

教育行政特設コースの実施において留意すべき点や改善すべき事項としては、以下のことをあげることができる。

まず第一に、教育サービスの提供、教育の条件整備といった教育行政の基本的な課題については、すでに一部アフリカ人と呼ばれる白人の子弟の教育システムに限られるところであるが、かなりの程度整備されているという実態がある。したがって、教育の条件整備のノウハウについては、そうした一部のシステムのなかにもかなりの蓄積と経験がある。問題はそうした条件整備や行政のノウハウがブラック・コミュニティの子弟の教育に十分に適用されたり、活用されたりすることがなかったことにある。その意味では、インフラストラクチャーやノウハウの整備・蓄積が乏しい他の発展途上国における教育システムの整備や、教育改善のための行政施策への取り組み方と根本的に異なるところがある。

#### ② 実体的不平等の問題への取り組み

第二に、ブラック・コミュニティの人々への平等な教育の機会の保障を実現する教育行政のあり方を研修してもらうにあたり、何が不平等で、何が平等か、また法制度上の不平等だけでなく、実体的不平等の問題について、南アフリカ共和国のデータに基づきながらの討議や意見交換を行うことが重要である。つまり不平等の現実の理解を促進し、その解決方策について比較教育的（日本のみならず、諸外国の経験をも考慮に入れながら）に協議し、南アフリカ共和国にシミュレーションさせてみるのが有効であろう。

#### ③ ブラック・コミュニティの女子教育の振興

第三に、ブラック・コミュニティの人々のなかにおける女性問題（女性と教育という課題）についての理解と研修を行う必要がある。わが国でも男女が平等に参画す

る社会の実現が必ずしも十分に図られているわけではないが、南アフリカ共和国における特にブラック・コミュニティの間の男女不平等の課題について研修する必要がある。ブラック・コミュニティの女子教育を促進し、女性の社会的参画を拡大する教育行政課題について研修してもらう必要がある。

#### ④ 技術軽視の風潮の克服

第四に、ブラック・コミュニティの人々にある「技術を蔑視する風潮」「職業技術を軽視する風潮」(取りも直さず人文社会系教育やホワイトカラー的職業を過度に偏重する傾向)を是正し、1人ひとりの子どもたちに職業やキャリアへの志向を高めさせたり、職業技術を習得させたりすることで、就労の機会を保障するための施策について、ブラック・コミュニティの人々のこれまでの歴史や文化を踏まえて検討してもらう必要がある。そのためにも、こうしたブラック・コミュニティの人々の慣習的・伝統的、あるいは屈折した文化的価値観を探る意識調査を実施することが必要である。

このことは、今後の南アフリカ共和国の社会経済的発展の中心的労働力(量的にも質的にも)にならなければならないブラック・コミュニティの青少年の職業教育、および普通教育のあり方を根本的に構築し直すうえで不可欠の作業であろう。

#### ⑤ 実務担当者の育成

第五に、ブラック・コミュニティの間の中央および地方教育行政における実務担当能力(人材)をどのように、またどのような計画のもとに今後育成しなければならないか、という教育行政事務担当者養成事業について検討する必要もある。と同時に、高等教育行政を担える人々の育成も重要である。教育行政における指導助言的教育専門職にかかわる部分は、ブラック・コミュニティの教員養成が充実してくるにつれ、それほど問題ではなくなるが、教育行政事務・政策担当能力のある人材の育成は、どこで、どのように行われるのかがまだ明確ではない。

#### ⑥ 中央と地方の権限の調整と教育行政システム

最後に、中央政府と地方政府の関係、国の教育大臣と州の教育長官との関係をどのように調整するのか、というセンシティブな問題が未解決のまま残されている。つまり地方は地方という慣習がある一方で、国としての統一的な基準や大綱的枠組みを策定し、地方でその実施を確保してもらうための施策があまりはっきりしない、という現状のなかで、どのレベルで教育行政をどのように討議すべきか、研修員の理解を得ることが難しい感じがする。加えてこれまで多元的行政機構(人種的に別系統の行政)を単一にするという課題も国および地方で同時並行的に存在している。この問題にどのように対処すべきかについては、日本の教育行政の経験では貢献できそうにない。

アメリカ的な連邦制と各州および地方における教育委員会制度が導入されるのであ

ればわかりやすいが、そうでもない。日本のように地方分権を基本として、地方に教育委員会制度を実施し、国には文部省を置くという行政システムでもないようである。そこで南アフリカ共和国の教育行政システムや機構がもう少し整備され明確になれば、それに応じた教育行政の課題や機能についての研修を行うことができるようになるかもしれない。現状では多くのことが未確定であるように思えた。

## 第4章 溶接分野（「溶接技術コース」）

### 4-1 職業訓練分野全般の現状と問題点

今回、職業訓練分野に関連する労働省、公共事業省、Northern Transvaal Development Corporation、および同州にある5つの訓練センター、すなわちVenda Training Trust、Seshego訓練センター、Gazankulu Training Trust、Waltloo訓練センターおよびChandor訓練センターを訪問した。正味わずか4日間というきわめて短期間であったので誤りもあると思われるが、職業訓練分野全般の現状と問題点について述べてみたい。

南アフリカ共和国における職業訓練分野は、前述のような訓練センターを主体にして成り立っているといっても過言ではないと思われる。職業訓練分野は多岐にわたっており、教育および訓練は以下の順位のように重点を置いて実施されている。

- ① Formal Education（小学校、中学校および成人に対する学術的、技術的、ならびに職業教育および訓練）
- ② Adults Basic Education Services（主としてパートタイムおよび放課後の教育、ならびに教育程度の低い成人に対する学術的および資格取得を目的とした教育と訓練）
- ③ Community Development Training Services（主として社会の指導者を育成するための訓練）
- ④ Technical and Vocational Skills Training（主として雇用促進を目的とした訓練で、技能者の技量向上を目的にした短・長期コースのほかに、ビジネス、技術、製造、建築などがある）
- ⑤ Life Skills Training Services（社会的ハンデキャップを持った人に、知識、技能、読み書き、計算などの訓練を行い、人生の質を高めることを目的とする）
- ⑥ Management and Supervisory Services（技術と能力を持っている現在のマネージャーをさらに向上させるための訓練）
- ⑦ その他

以上のような観点から、訪問先の関係者との討議、質疑応答の結果および印象等に基づいて感想を述べてみたい。

- (1) 昨年の新政府発足以来、これまでの4つの州から9つの州に増加し、各州にDevelopment Corporation（たとえば、Northern Transvaal Development Corporation）があり、訓練センター（政府と民間）ならびに民間会社を統括し、これを、労働省（Department of Labour）が最終的に管轄しているのが現状のようである。約60%が政府、約40%がNGOで、私企業はごく少数のようである。しかし、最近になってNGOの数が増加している傾向がみられる。

- (2) これらの訓練センターでは、主として、40%あるいは50%ともいわれている失業者の訓練を行い、技術を身につけて産業界に送り出すことに努力しているが、それほど容易でないのが現状のようである。しかし、労働省をはじめとして、新政府の掲げるRDP (Reconstruction and Development Programme) に沿って、新政府発足以来、わずか1年にもかかわらず活気に満ちているように感じられた。
- (3) 訪問した5つの訓練センターには、規模の大きいものもあり、また、比較的小さいものもあったが、建物の新しいものが多く、古いものも近く新しい所へ移転を予定しているとのことであった。また、内部の機械や設備もまったく新しい訓練センターもあったが、おおむねよく整備されていた。
- (4) 5つの訓練センターに共通していえることは、いずれも複数の訓練部門(農業部門、自動車部門、コンピューター部門、ビジネス部門、溶接部門、秘書養成部門、縫製部門、電気部門、煉瓦建築部門など)を持っていることで、その規模に応じてその数が異なることである。そして、トレーニーはすべてブラック・コミュニティの人たちであることから、今なお、彼らが失業者の大部分を占めている現実を身をもって感じた。

問題点としては、まず、訓練センターにおけるインストラクターの不足があげられよう。現在、インストラクターのほとんどがブラック・コミュニティの人たちであり、アパルトヘイトによって彼らの教育、育成が著しく遅れたことが、その最大の原因と考えられる。この問題を手っ取り早く解決するひとつの手段として、JICAコースへの参加をあげている訓練センターの責任者も多く、インストラクターの教育と養成の解決が鍵を握っていると考えられる。

もうひとつの解決策として考えられるのは、インストラクターの教育、養成機関を創設することである。現在、南アフリカ共和国には21の大学があるが、溶接技術は土木(Civil Engineering)の一部としか扱われておらず、したがって、日本のような溶接技術者(Welding Engineer)がほとんどいない状態のようである。このような観点から、まず国立のインストラクターの教育、養成部門を作り、将来的には、大学を卒業した溶接技術者が訓練センターに定着して積極的にインストラクターの教育、養成に携わるのが最良の解決策と考えられる。

このためには、後述するように高い技術水準を持ち、国際溶接学会(International Institute of Welding: IIW)の主要な加盟国でもある、南アフリカ溶接学会(South Africa Institute of Welding)と各訓練センターの交流を今後いっそう推進していくことが必要であろう。

さらに重要なことは、訓練されたトレーニーが働くための産業を増やすことで、このた

めには、日本をはじめとする国際的産業を積極的に招致し、約50%といわれている失業者  
に働く場を与えることが必須条件であろうと思われる。

#### 4-2 溶接分野の現状と問題点（コースの背景）

白人の経営する企業等、部分的には南アフリカ共和国における溶接技術の水準は国際的  
にもかなり高い。しかし、アパルトヘイト撤廃前はブラック・コミュニティはハイテク  
技術の訓練には一切関与することが許されなかった。新政府設立後、これまでのハイテク  
溶接技術に必要なレベルまでブラック・コミュニティが追いつくためには、JICAの  
ような海外のプログラムに参加して訓練をする必要があった。これがJICAの「溶接技  
術コース」に参加した最大の理由である。

現在、新政府の設立に伴い多くのプロジェクトが進行中であり、これらを成功させるた  
めには、十分に訓練され、知識を持った溶接インストラクターが不可欠である。したがっ  
て、南アフリカ共和国にとってJICAとの密接な協調がきわめて重要となってきた。

問題点としては、長期的にみた場合にJICAとの交流をいっそう深めることは喜ぶべ  
きことではあるが、近い将来において、前述したように国際的にも高水準にある南アフリ  
カ溶接学会との交流を強力に推進して、南アフリカ共和国独自で技術水準をいかにして高  
めるかということであろうと考えられる。この解決としては、JICAを通じての両国の  
溶接専門家の交流の推進、および将来的には、南アフリカ溶接学会と日本溶接学会ならび  
に日本溶接協会との密接な交流が大いに期待される。

##### (1) 政策

労働省、National Boardおよび各種のIndustry Training Boardは、非公認の職業訓  
練に関してはそれぞれのレベルに応じて最低の基準を設けている。しかし、これはあく  
までも技能者の範囲にとどまるものにすぎない。正式な教育においては当然、技術者を  
指向しており、訓練に基づいた基準よりもむしろ理論に重点を置いている。

したがって、南アフリカ共和国においては、溶接技術について国家的な調整および標  
準化には焦点は置かず、例えば、正式な教育においては溶接技術は広義の土木の一部と  
定義づけられており、一方、非公式な教育では孤立しているのが現状である。このよう  
に、正式および非公式な教育、ならびに訓練においてはカリキュラムおよび予算は互い  
に排他的である。

##### (2) 関連組織、予算等

###### ① 南アフリカ溶接学会 (South Africa Institute of Welding: SAIW)

南アフリカ溶接学会は、旧南アフリカ連邦時代から国際溶接学会 (International  
Institute of Welding: IIW) に加盟していたこともあり、その技術水準もかなり

高い。現在、約700名の会員を持ち、I I Wにおいても重要な役割を果たしている。

建物も大きく、内部もカラフルでよく整備されている。講義室も10室程度あり、テレビ、OHP、ビデオなどすべての設備を備えており、何よりも新しくきれいであることが印象的であった。日本の溶接学会、溶接協会と違って45台の被覆アーク溶接機（手溶接）、12台の炭酸ガスアーク半自動溶接機（CO<sub>2</sub>アーク溶接機）、サブマージアーク溶接機も1台備えて、外部（会社、大学など）からの技量訓練を行っているのが特徴である。試験検査機器についても、破壊試験装置（引張試験機、曲げ試験機など）および非破壊試験装置（放射線透過試験装置、超音波試験装置、磁気探傷試験装置など）を完備しており、外部からの委託試験、検査も受けている。訓練センターからの委託試験や検査の例としては、前述のWaltloo訓練センターからの溶接技量試験片の試験、検査の依頼がある。

このように、1994年の新政府発足以前には恐らくなかったであろうと思われる技術水準の高いSAIWと訓練センターの交流が今後いっそう盛んになれば、同国の溶接技術のレベルは年とともに向上することは必至であり、国際社会はもちろん、わが国との関係の観点からも大いに期待される。

## ② 予算等

訓練センターの予算は主としてDepartment of Man-powerによって決定されている。しかし、資金の不足は否めず、インストラクターが新しい知識を吸収し、これを自分の仕事に適用していくための予算を獲得する目的で、National Boardやその他のIndustrial Training Boardとの関係を深めているのが現状のようである。

## (3) 技術者の養成

南アフリカ共和国で訓練センターが行っているのは、基礎的訓練であり、技術者の養成は行っていないのが現状である。したがって、当面は溶接界から優れた人材を選抜してJICAコースに参加させ、それによって、彼らを技術者レベルまで育成していくのが得策と考えているのが現状のようである。

しかし、将来的には前述の(2) 関連組織で述べたように、南アフリカ溶接学会の存在を考慮すれば同学会を核として溶接技術者を養成していくのが理想的と考えられる。

## (4) カリキュラム

今回訪問した帰国研修員が所属する5つの訓練センターの責任者によれば、JICAコースのカリキュラムに対する見方には以下に示すような若干の違いがみられる。

- ① JICAコースのカリキュラムはすばらしい。なぜなら、従来、彼らのセンターで行っている訓練は基礎的なものであり、それ以上のものを得ることは難しいが、日本でのJICAコースへ参加することによって、今まで知らなかった新しい数々



の溶接技術の知識が得られ視野が広がる。

一方、コースへの参加によって得られた新しく、進歩した技術のなかで若干のものは帰国後、実務に適用できないものがあるので、以下のような2つ別々のコースを設けることを提案したい。

すなわち、

- ・溶接の基礎コース
- ・現在行われているような高レベルコース

② 現在行われているコースは、初心者、溶接士向け、あるいはある程度の範囲では中級者には適しているが、溶接インストラクターには適していない。また、使用される技術や設備も発展途上国には適していない。その理由は、せっかくコースで学んだ技術や最新の技術も帰国後、南アフリカ共和国の産業界からのニーズがないため実務に適用できないからである。

したがって、JICAはカリキュラムについてコースへの参加国ともう少し事前に打合せをしてもらいたい。

③ JICAコースは、全般的にはトレーナー／インストラクターの啓発の意味できわめて高く評価できる。インストラクターたちがコースで学んだ技術は南アフリカ共和国の水準よりも高いので、彼らが帰国後、産業界のレベル向上のために貢献するうえで大きな意義を持っている。

したがって、このコースは全般的に強く推奨できるものである。

以上のように、若干の相違がみられるが、これはコース研修員の間にも当然、技術はもちろんのこと、経験、地域差、学問的背景などの点でばらつきがあるためと思われる。

しかしながら、これらの貴重な意見は今後十分検討して少しでもカリキュラムの改善に役立てていく必要があると思われる。

#### 4-3 コースの妥当性

##### (1) コースの概要

1995年度の研修日程は表1のとおりである。

##### (2) 溶接分野の現状と研修コースとの整合性

これについては、前述の4-2-(4)「カリキュラム」の項で述べたので、それを参照されたい。

##### (3) コースに対する関連機関の要望および問題指摘事項

これについては、上記(2)、および後述の4-5「提言」の項で述べるのでそれらを参照されたい。

表1 1995年度南アフリカ共和国研修員溶接技術研修日程

(財)日本溶接技術センター

| 1月   |                | 2月             |                     | 3月                  |                     |
|------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| (午前) | (午後)           | (午前)           | (午後)                | (午前)                | (午後)                |
| 1月   | 1 木 溶接母材と熱影響部  | 1 木 溶接母材と熱影響部  | 1 金 見 日本研修(夜)       | 1 金 見 日本研修(夜)       | 1 金 見 日本研修(夜)       |
| 2日   | 2 金 見 日本研修(夜)  | 2 金 見 日本研修(夜)  | 2 土 見 日本研修(夜)       | 2 土 見 日本研修(夜)       | 2 土 見 日本研修(夜)       |
| 3日   | 3 土 見 日本研修(夜)  | 3 土 見 日本研修(夜)  | 3 日 見 日本研修(夜)       | 3 日 見 日本研修(夜)       | 3 日 見 日本研修(夜)       |
| 4日   | 4 日 見 日本研修(夜)  | 4 日 見 日本研修(夜)  | 4 月 見 アルミニウムのTIG溶接  | 4 月 見 アルミニウムのTIG溶接  | 4 月 見 アルミニウムのTIG溶接  |
| 5日   | 5 金 見 日本研修(夜)  | 5 金 見 日本研修(夜)  | 5 火 見 溶接管理          | 5 火 見 溶接管理          | 5 火 見 溶接管理          |
| 6日   | 6 土 見 日本研修(夜)  | 6 土 見 日本研修(夜)  | 6 水 見 溶接管理(関西地区)    | 6 水 見 溶接管理(関西地区)    | 6 水 見 溶接管理(関西地区)    |
| 7日   | 7 日 見 日本研修(夜)  | 7 日 見 日本研修(夜)  | 7 木 見 溶接管理(関西地区)    | 7 木 見 溶接管理(関西地区)    | 7 木 見 溶接管理(関西地区)    |
| 8日   | 8 月 見 日本研修(夜)  | 8 月 見 日本研修(夜)  | 8 金 見 溶接管理(関西地区)    | 8 金 見 溶接管理(関西地区)    | 8 金 見 溶接管理(関西地区)    |
| 9日   | 9 火 見 日本研修(夜)  | 9 火 見 日本研修(夜)  | 9 土 見 日本研修(夜)       | 9 土 見 日本研修(夜)       | 9 土 見 日本研修(夜)       |
| 10日  | 10 水 見 日本研修(夜) | 10 水 見 日本研修(夜) | 10 日 見 日本研修(夜)      | 10 日 見 日本研修(夜)      | 10 日 見 日本研修(夜)      |
| 11日  | 11 木 見 日本研修(夜) | 11 木 見 日本研修(夜) | 11 月 見 溶接管理         | 11 月 見 溶接管理         | 11 月 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 12日  | 12 金 見 日本研修(夜) | 12 金 見 日本研修(夜) | 12 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 12 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 12 火 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 13日  | 13 土 見 日本研修(夜) | 13 土 見 日本研修(夜) | 13 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 13 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 13 水 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 14日  | 14 日 見 日本研修(夜) | 14 日 見 日本研修(夜) | 14 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 14 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 14 木 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 15日  | 15 月 見 日本研修(夜) | 15 月 見 日本研修(夜) | 15 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 15 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 15 金 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 16日  | 16 火 見 日本研修(夜) | 16 火 見 日本研修(夜) | 16 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 16 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 16 土 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 17日  | 17 水 見 日本研修(夜) | 17 水 見 日本研修(夜) | 17 日 見 日本研修(夜)      | 17 日 見 日本研修(夜)      | 17 日 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 18日  | 18 木 見 日本研修(夜) | 18 木 見 日本研修(夜) | 18 月 見 溶接管理の進め方・使い方 | 18 月 見 溶接管理の進め方・使い方 | 18 月 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 19日  | 19 金 見 日本研修(夜) | 19 金 見 日本研修(夜) | 19 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 19 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 19 火 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 20日  | 20 土 見 日本研修(夜) | 20 土 見 日本研修(夜) | 20 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 20 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 20 水 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 21日  | 21 日 見 日本研修(夜) | 21 日 見 日本研修(夜) | 21 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 21 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 21 木 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 22日  | 22 月 見 日本研修(夜) | 22 月 見 日本研修(夜) | 22 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 22 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 22 金 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 23日  | 23 火 見 日本研修(夜) | 23 火 見 日本研修(夜) | 23 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 23 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 23 土 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 24日  | 24 水 見 日本研修(夜) | 24 水 見 日本研修(夜) | 24 日 見 日本研修(夜)      | 24 日 見 日本研修(夜)      | 24 日 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 25日  | 25 木 見 日本研修(夜) | 25 木 見 日本研修(夜) | 25 月 見 溶接管理の進め方・使い方 | 25 月 見 溶接管理の進め方・使い方 | 25 月 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 26日  | 26 金 見 日本研修(夜) | 26 金 見 日本研修(夜) | 26 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 26 火 見 溶接管理の進め方・使い方 | 26 火 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 27日  | 27 土 見 日本研修(夜) | 27 土 見 日本研修(夜) | 27 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 27 水 見 溶接管理の進め方・使い方 | 27 水 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 28日  | 28 日 見 日本研修(夜) | 28 日 見 日本研修(夜) | 28 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 28 木 見 溶接管理の進め方・使い方 | 28 木 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 29日  | 29 月 見 日本研修(夜) | 29 月 見 日本研修(夜) | 29 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 29 金 見 溶接管理の進め方・使い方 | 29 金 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 30日  | 30 火 見 日本研修(夜) | 30 火 見 日本研修(夜) | 30 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 30 土 見 溶接管理の進め方・使い方 | 30 土 見 アルミニウムのMIG溶接 |
| 31日  | 31 水 見 日本研修(夜) | 31 水 見 日本研修(夜) | 31 日 見 日本研修(夜)      | 31 日 見 日本研修(夜)      | 31 日 見 アルミニウムのMIG溶接 |

<備考> 星: 研修, 星: 実習, 星: 試験, 星: 見学

#### 4-4 コース実施による効果

##### (1) 帰国研修員が会得した研修内容の現地での適用状況

1992年から4年間に財団法人日本溶接技術センターに来訪した研修員は、合計25名を数える。今回の調査訪問において再会した帰国研修員は合計8名であった。直接、彼らの訓練センターを訪ね、帰国後の状況をみる限り、あるいは今回再会できなかった残り17名の活動状況を聞いた範囲では、2～3名が転職してコンサルタント的な業務に就いていたが、おおむね日本における研修の成果を生かして活躍していた。

自営業として参加した鉄工所を営んでいる2名も、研修で学んだ溶接および設計の技術を生かして自分の家を自分で設計し、かつ建設しており、もう1名は近隣の家の設計までも行ったり、数人のトレーニーの溶接訓練、指導を行っており、大いに研修のお陰と感謝していた。

帰国後、訓練センターでインストラクターとして活躍している研修員については、次の(2)で述べる。

##### (2) 帰国研修員の上司、同僚の帰国研修員に対する評価

① Mr. L. M. Chikala (シニアマネージャー、Northern Transvaal Development Corporation) による評価

(帰国研修員)

Mr. Kgonyane (Northern Transvaal Development Corporation)

Mr. Senoanadi (Gazankulu Training Trust)

Mr. Thomas (Gazankulu Training Trust)

Mr. Khosa (Gazankulu Training Trust)

Mr. Kgonyaneについては、帰国後、先方の都合によりインストラクターの業務を離れ、現在は毎日、コンサルタントとして会社をはじめ産業界との潤滑油的な役割を果たしている。インストラクターとして日本のJICAコースに参加したことによって得た知識と広い視野は、帰国後の業務にも驚くべき効果となって現れており、高く評価されている。

Gazankulu訓練センターの3名の帰国研修員は、いずれも帰国後インストラクターとして上述のMr. Kgonyaneの場合と同様に、JICAコースで得た知識と広い視野を持って大いに活躍中であった。

② Mr. P. van Zyl (訓練・プログラムマネージャー、Chandor訓練センター)

(帰国研修員)

Mr. Smith (Chandor訓練センター)

Mr. Smithは、知識レベルを増し自信をつけて帰国し、これが彼のトレーニーたちに

とってもきわめて大きな影響を与えていると高く評価されている。

③ Mr. G. Le Roux (マネージャー、Waltloo訓練センター) による評価  
(帰国研修員)

Mr. Poole (Waltloo訓練センター)

Mr. Rouxによれば、Mr. PooleはJICAコースへの参加によって得た知識と技術を、帰国後最大限に彼のインストラクターとしての仕事に生かしている。そして、彼のトレーニーたちもその影響を受けてより広く、詳しい溶接技術に関する訓練を受けることができるようになった。このように、Mr. Pooleは帰国後、いっそう知識を増したと同時に自信をつけ、現在、シニアインストラクターに昇格し、同センターの技術全部門を監督し、他のインストラクターたちに日本的な訓練方法を教えている。

このようなJICAコース参加による大きな効果と彼の努力から、同センターでは今、真剣にMr. Pooleをマネージャーに昇格することを検討しており、さらに、JICAに溶接マネジメントコースがあれば、Mr. Pooleを喜んで参加させたいと考えている。

以上のように、帰国研修員の上司および同僚はいずれも帰国研修員に対してきわめて高い評価を与えており、「JICAの溶接技術コース」の効果と意義はきわめて大きいものと考えられる。

#### 4-5 提言

##### (1) 溶接分野における今後の研修ニーズ

以上、今回訪問した帰国研修員の所属する訓練センターの責任者からのニーズと提言をまとめると、以下のようになる。

- ① 「溶接の基礎コース」と「現在の上級コース」の2つのコースを設けてほしい。
- ② 「溶接マネジメントコース」を設けてほしい。
- ③ 南アフリカ共和国における溶接の訓練は、実際面に重点を置いているので、コースにおいて実用面により多くの時間を使ってほしい。
- ④ JICAコースへの南アフリカ共和国からの参加者の実際のおよび理論的レベルには、ばらつきがあるので、できれば参加者それぞれのニーズに応じてカリキュラムの内容を変えてほしい。
- ⑤ 技能者(Welder)とトレーナーあるいはインストラクターの訓練とははっきりと区別してほしい。
- ⑥ 海外からの技術インストラクターの教育・訓練は、十分な設備を持ち、特殊化されたInstitution、たとえば、わが国の北九州工業大学あるいは他の理工学系大学

ぜひ行ってほしい。

(2) コース実施に関する留意点

アパルトヘイト政策下、十分な職業訓練の機会が与えられなかったブラック・コミュニティが今後、就労を確保し、所得を拡大自立するためには、溶接技術をはじめとする職業訓練の制度の確立、レベルの向上が急務であるが、本コースは、以上のような目的を達成するうえで大いに貢献していることが今般確認された。コース内容については、今後、前記(1)の①～⑥の指摘事項に十分な検討を加えて鋭意改善を図ることが肝要である。

入手資料

- 1) Report of the National Works Programme (NPWP)  
(Presented to Cabinet 1995. 3. 8) Department  
of Public Works.
- 2) COMMUNITY BASED PUBLIC WORKS PROGRAMME PRO-  
JECT MANAGEMENT SYSTEM (1995. 3) ---Department  
of Public Works.
- 3) The Ministry of Labour-Programme of Action  
(1994-1998) Department of Labour.
- 4) Department of Labour 1994 Annual Report  
(Department of Labour)
- 5) NTB-National Training Board (Annual Report  
1993) Department of Labour
- 6) EXECUTIVE SUMMARY --A DISCUSSION DOCUMENT  
ON A NATIONAL TRAINING STRATEGY INITIATIVE  
(NATIONAL TRAINING BOARD)
- 7) GUIDELINES FOR MANPOWER PLANNING, TRAINING  
PLANNING AND DEVELOPMENT PLANNING
- 8) THE SOUTH AFRICAN INSTITUTE OF WELDING  
(School of Welding Technology-1)
- 9) THE SOUTH AFRICAN INSTITUTE OF WELDING  
(School of Welding Technology-2)
- 10) THE SOUTH AFRICAN INSTITUTE OF WELDING  
(Services and Training Prospectus)
- 11) THE SOUTH AFRICAN INSTITUTE OF WELDING  
(National Register 1993/94)
- 12) Technica Training (Northern Transvaal Development Corporation)
- 13) Business and Commercial Courses  
(Northern Transvaal Development Corporation)
- 14) Management Development Programme  
(Northern Transvaal Development Corporation)
- 15) The Skills Academy (Vatloo Training Centre)
- 16) CHAMDOR (Chandor Training Centre)

## 第5章 農業分野(「農業開発のための低投入型野菜栽培」および「農村開発(旧コース名：農村開発と小規模農業経営改善)」)

### 5-1 農業分野の現状と問題点

#### (1) 農業政策

農業セクターでは、復興開発計画 (Reconstruction and Development Programme: RDP) を受け、1994年、今後の農業開発を推進させるための指針として、中央政府農業省から農業白書案(資料4参照)が提出された。白書には、農村部のブラック・コミュニティ層を対象とした農業開発に向けたあらゆる事項が盛り込まれており、農業開発の基本政策がうたわれている。

南アフリカ共和国の人口4000万人のうち、ブラック・コミュニティ層は3000万人、そのうち2800万人が農村部に在住しており、高い失業率(45%程度といわれている)とあわせ、農業・農村開発は政府の最重要課題のひとつとなっている。

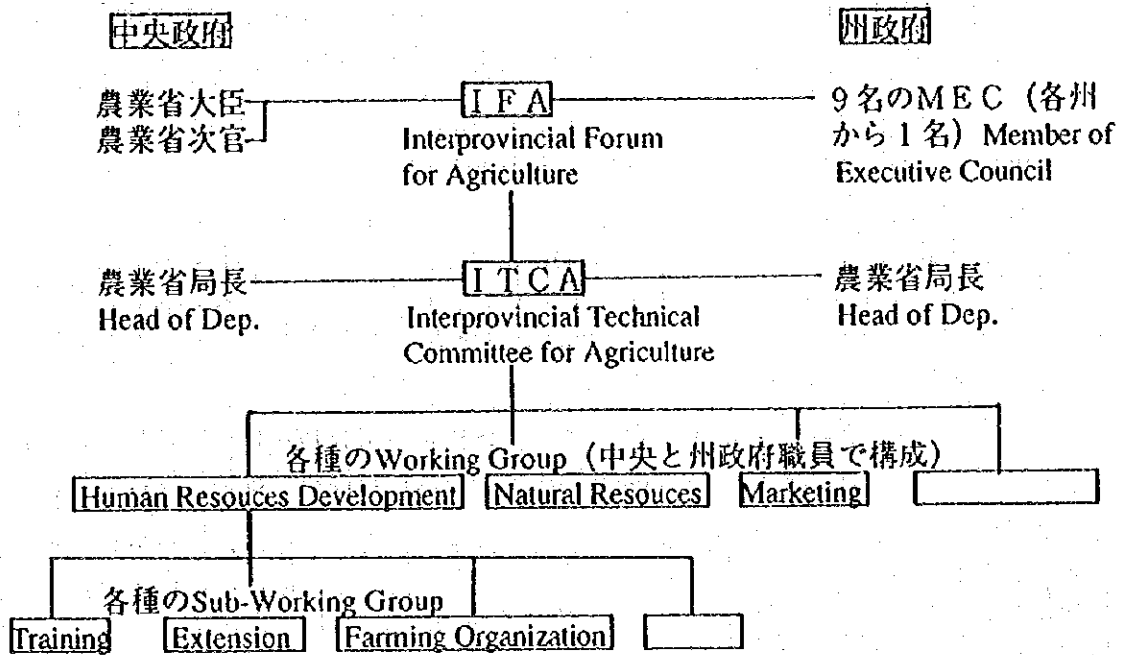
南アフリカ共和国は、その国名にみられるように共和制をとっており、農業セクターを含む多くのセクターでは、復興開発計画(RDP)の具体的推進は各州政府が担うことになっている。農業セクターでは、中央政府農業省と各州農業省が協力し、下記の各種委員会、ワーキンググループが設置され、上記白書の具体的推進に取り組んでいる。

1995年5月、ITCA(図1参照)で農業白書の具体的推進フレームワークとしてBATAT Lead Programme (Broadening Access To Agriculture Trust: BATAT)が作成され、現在、IFA(図1参照)で最終審査されている(1995年10月現在)。IFAで本プログラムが承認された後は、各州で各種農業開発プログラム、プロジェクトが計画され、実施に移される予定であるが、そのタイムスケジュールはいまだ流動的である。

なお、本プログラムは、次の4項目が柱となっている。

- ① IFA Council
- ② State Guarantee Scheme
- ③ Farmer Support Programme
- ④ Monitoring and Evaluation Programme

図1 農業開発計画作成段階における関連組織図



各州においては、今後上記プログラムに沿って農業政策を立案、施行していくこととなるが、農業普及、農民のトレーニングのような分野では、上位計画の策定を持って実施しては、実際のブラック・コミュニティの農民支援が実現できないため、州農業省では独自の農業普及、農民トレーニング計画を作成し、徐々に開始している。今回、訪問したムプマランガ州においても同様の状況であった。しかしながら、農業普及、農民トレーニングにおいては、上位計画を待たなくても、農村の開発ニーズが正確に把握されれば、最終的には上位計画に合致したものになるものと考えられるため、特に支障は生じないとの印象を得た。

## (2) 関連組織

農業開発計画作成段階における関連組織は前記のとおりであるので、本項においては、州政府の農業関連組織を概観する。なお、資料6に今回訪問したムプマランガ州農業省の組織図を掲げる。同州農業省幹部によれば、各州ともほぼ同様の組織となっているが、州における農業形態、特産物等の違いにより、若干異なっているとのことである。

現在、南アフリカ共和国には13の農科大学があり、復興開発計画(RDP)により、農科大学は各州農業省の傘下に組み入れられ、州の農業教育・トレーニングの中心的役割を担っている。まずは、既存の組織・施設を有効活用して、できるところから始めていこうという姿勢がうかがえる。

一方、農業普及は州を3~4の地域に分けて支援していく体制となっており、この地

域支援体制は農業普及だけでなく、生活改善普及（主に農村女性を対象）と密に連携して実施されるよう計画されている。ムプマランガ州では州を3地域（Region）に分けて、農業普及・支援体制をとっており、各地域はさらにDistrictと呼ばれる4つの行政区域に分けられ、各Districtに普及センターが設置されている。普及センターでは普及員が農民から入手した情報をもとに、農業省地域指導官のアドバイスを受け、地域のニーズに即した短期（1日が多い）研修を開催している。DistrictはさらにWardと呼ばれる区に分けられ、各区を1～2名の普及員が担当している。しかしながら、各普及員は500～700人の農民を担当しており、きめ細かい対応ができないのが現状である。1カ月に一度、同じ農民を巡回指導するのが限界といわれている。

また、1994年全国を9州に再編したため、州によっては農業の公的試験研究機関が存在せず、外注に頼らざるを得ない状況にあり、今後農業開発を推進していくうえで、ボトルネックとなる恐れがある。研究と普及の連携をどう確保するかが今後の課題となる。

### (3) 訓練／研修

#### ① 公的機関による訓練／研修

上記のとおり、一般的には州政府農業省による公的教育・普及・トレーニングプログラムにより、実施されるが、民間農業関連企業の資金サポートによる官民共催の農民大会等の開催も、州農業省のコーディネートによって分野別に実施されている。

#### ② NGOによる訓練／研修

南アフリカ共和国では、従来からブラック・コミュニティ支援を目的としたNGOの活動が盛んであり、各種さまざまなNGOが存在するが、本項では、特に代表的なNGOのひとつとしてBoskop訓練センターを取り上げることとする。

1977年の同センター設立当初は、白人を対象とした民間職業訓練センターであったが、徐々に研修対象者をブラック・コミュニティ層に広げ、現在ではブラック・コミュニティ支援プログラムが主体となっている。ヨハネスブルク北西200kmに位置する本部には、研修施設、宿泊施設も完備されており、従来は研修員を募集して、センターで実施するコースが一般的であったが、ブラック・コミュニティ支援コースが増加するに従い、インストラクターが農村部に出向いて研修コースを実施するケースが多くなり、現在ではほとんどのコースが農村の現場で実施されている。このため、全国9州に支部が設置され（このうち3支部には研修施設が備わっている）、各支部には20名前後のインストラクターが常駐している。ブラック・コミュニティ支援研修の実施にあたっては、必要経費のみ政府補助があるようである。

同センターの研修対象範囲は、農業分野が中心となっているが、簡単な家屋の建築



等、農村部の開発に必要となる知識・技術はすべて含まれている。農村へ出向いての研修実施における特徴は、各分野のインストラクターがチームを組んでコース実施を行うことにある。例えば、野菜栽培コース（約10日間）を実施する場合、栽培、土壌肥料、農業機械、マーケティング等のインストラクターが一体となって、裸地の開墾から播種、苗の移植までの作業を通して、農民に一貫指導するスタイルがとられる（資料3参照）。今後アフターケアが充実され、研修効果が実証されれば、公的機関の農民支援を補完する研修形態として注目されていくであろう。

#### (4) 現状と問題点

新政権移行後、ようやく州の行政機構が固まってきた段階であり、農業・農村開発の具体的実施は今後の課題といえよう。しかしながら、白人大規模農場（1000～1500ha）が気象、水利、土壌条件の整った土地を占有しているため、農業立地条件から取り残された農村部の農業開発には大きな困難が予想される。

農民に対する教育・指導の機会を付与する農業普及活動の推進、各種トレーニングの実施は、貧困層の農民の精神的な支えになっており、政治的にも重要なテーマであるが、マクロな農業開発の観点から判断すれば、水の問題（州レベルの灌漑施設の整備）、流通の問題（集荷・出荷施設等のインフラストラクチャー整備）は今後避けては通れないテーマとなってこよう。ハードインフラストラクチャーとソフトインフラストラクチャーの調和のとれた充実が期待されるが、ハードインフラストラクチャーの整備には資金面での制約が問題となる。

特に、南アフリカ共和国では1991年から降水量が減少傾向にあり、農業生産に大きな打撃を与えている。このため、9州のなかでも降水量が少なく、灌漑施設が未整備の州では、水の問題が最大の課題となっている。

農村部におけるブラック・コミュニティの1家族の平均収入/月は、州によっても異なるが、200～800ランド（6000～2万4000円、1ランド=30円）といわれており、都市部生活者（警官、看護婦の給料1100～1200ランド）に比べて低く、貧困の根絶と所得向上が政治的課題となっている。

ブラック・コミュニティ農民の現金収入の一方法として、コミュニティファーム（共有地）での女性による野菜栽培が推奨されているが、本項では現金収入の可能性を検討する材料として、都市部における野菜の市場価格を記載する（価格は、プレトリアの代表的スーパーマーケットThe Hyperama Mallの1995年10月18日の店頭価格である）。

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| トマト  | 120円/kg | ピーマン | 335円/kg |
| インゲン | 200円/kg | ナス   | 165円/kg |
| キュウリ | 170円/kg | ビート  | 85円/kg  |

|        |          |        |          |
|--------|----------|--------|----------|
| サツマイモ  | 90円/kg   | パレイショ  | 75円/kg   |
| カボチャ   | 60円/kg   | ホウレンソウ | 50円/kg   |
| タマネギ   | 85円/kg   | キャベツ   | 40円/Mサイズ |
| カリフラワー | 90円/Mサイズ |        |          |

## 5-2 コースの妥当性

### (1) コースの概要

#### ① 農村開発のための低投入型野菜栽培コース（定員8名）

本コースは、主に大卒農業改良普及員を対象とした、3カ月間の技術習得型研修である。カリキュラムの約50%を実験・実習にあて、ローコストかつ農村部で入手可能な資源を利用した野菜栽培技術を習得することを目的としている。また、カリキュラムの約30%を占める講義では、栽培系のみならず、農民の組織化、WID（Women in Development）、小規模農業開発といった農業・農村開発手法の講義も可能な限り取り入れている。

また、1995年度は、低投入型野菜栽培の現場実習をアジア学院（NGO）の協力のもと、実施している。

コースの成果品として、実験・実習レポートの提出を義務づけており、コース終了時に指導スタッフの参加のもと、発表会を開催している。

#### ② 農村開発（定員8名）

本コースは、主に州農業省農業開発企画官、調整官を対象とした40日間の行政紹介セミナー研修である。講義、ディスカッションおよび研修旅行を組み合わせたカリキュラム構成となっているが、講義では日本の経験のみならず、他の途上国の農村開発への取り組みも紹介し、ディスカッションを通して研修員の知識の幅が広がるよう配慮している。

また、農村開発は農業サイドからのアプローチだけではなく、農村部における他産業の育成を含めた地域開発の視点が重要となってくるところ、1995年度は国連地域開発センター（UNCRD）の協力を得、地域開発と農業開発の関連について講義を取り入れた。

コースの成果品として、アクションプログラムの提出を義務づけており、コース終了時に指導スタッフの参加のもと、発表会を開催している。

### (2) 農業分野の現状とコースの整合性

農業分野の現状は、上述したとおり、ブラック・コミュニティの農民層にとってきわめて厳しいものとなっている。また、指導層の研修機会も限られており、この文脈で

は現在実施している両コースとも非常にニーズの高いコースとなっている。技術的研修ニーズから判断しても、現在農村部では、コミュニティファームにおいて自家消費野菜の生産、余剰生産物の販売、栄養の改善等の小規模プロジェクトが普及員の指導のもと、実施されており、普及員の技術レベルアップを目的とした「農村開発のための低投入型野菜栽培コース」のニーズはきわめて高い。

また、「農村開発コース」も1994年、新たに分割された州全体の農業開発計画を策定するうえで、日本を含む各国の有用で実際的な情報を提供しており、ニーズに即したコースといえよう。

南アフリカ共和国の農業の概観については、筑波国際農業研修センターが研修員のカントリーレポートを取りまとめて作成した「南アフリカ共和国の農業」（1994年2月）を参照されたい。また、「南アフリカの農業と種子生産」（『種苗界』1994年12月号）も栽培分野の参考資料として優れている。

### (3) コースに対する関連機関の要望および問題点指摘事項

研修コース内容については、関連機関から特に要望、問題点は出なかったが、応募・選考手続きの不明瞭な点が指摘された。特に中央政府農業省では、日本大使館が直接、州政府とやり取りしている現状が今後とも続くのか、との質問があった。日本側から、今後はIDCC（International Development Cooperation Committee）が機能するようになれば、大使館-IDCC-農業省-州政府のルートが確立するであろうと回答しておいた。これに対し相手側から、農業省が今後JICAの研修に関与できるようになれば、どういう形で農業研修を活用していけるか、ITCAのサブワーキンググループのトレーニング部会でぜひとも検討してみたいとの積極的な発言があった。

また、すべての面会者から特設コースの増設と定員増について要望があった。

## 5-3 コース実施による効果

### (1) 帰国研修員が会得した研修内容の現地での適用状況

研修で得た知識・技術が現地に適応され、研修効果があったかどうかを評価することは、直接研修員にインタビューしたとしても、非常に困難なことである。たとえ、目に見える成果をあげていなかったとしても、予算的、マンパワー的な制約のなかで日々努力している姿が確認できれば、将来的に当該分野の発展に貢献できるような人物に成長するであろうと判断していいのではないだろうか。この意味では、帰国研修員の評価は、業績の評価はさることながら、それに至る日々の業務過程を評価することに意義があるのではないだろうか。

今回、面接した帰国研修員5名のうち1名は所属先を変更していたが、5名とも農業

分野で活躍していることが確認された。全員、日本での経験を高く評価しており、視野が広がった、技術的バックグラウンドが強化された、などのコメントがあった。特に「農村開発のための低投入型野菜栽培コース」の前身コースである「野菜栽培コース」に参加したBoskop訓練センターのMr. Modise Johannes Mapogoshe（1992年度参加）は帰国後、野菜栽培コースカリキュラムを開発し、新規コースのチーフインストラクターとして活躍した実績がある。現在は、管理職に昇進し、センターのコース運営全般を監督している。

## （2） 帰国研修員の上司、同僚の帰国研修員に対する評価

所属先の上司、同僚の帰国研修員に対する評価は、一般的に知識が増えた、技術が向上したという観点よりも、むしろ、帰国後、仕事に対する取り組みが積極的になった、あるいは業務態度がすばらしくなったという側面を重視するようである。これは、同じ職場で働く者として、まず最初に感じる正直な印象なのであろう。

今回、面接した帰国研修員5名のうち、3名の上司、同僚と面談する機会があったが、Boskop訓練センターのMr. Modise Johannes Mapogosheはもとより、他の2名についても業務に対する積極性の評価が強調された。

## 5-4 提言

### （1） 農業分野における今後の研修ニーズ

農業分野研修事業のみならず、農業協力を考える際は、農業セクターをさらにいくつかのサブセクターに分類し、当該国農業の発展段階に見合ったニーズを把握し、協力的を絞っていくことが重要である。南アフリカ共和国は、白人大規模農場経営形態とブラック・コミュニティの農民による零細農業に大きく二分され、一国のなかに発展段階の格差が大きい2つの世界が存在している状況であり、他の途上国と条件は異なるが、本項ではブラック・コミュニティの農民支援を目的とした研修ニーズの把握に努めることとする。

他の農業分野集団コースとの関係から、便宜上、表2のとおりサブセクターに分類すれば、南アフリカ共和国では、当面、農業開発の基礎となる水資源開発を目的とする農業基盤整備と、行政・制度整備のため農業行政・普及分野の研修ニーズが高いと考えられる。また、同時に農村部の栽培技術の向上とそれに伴う現金収入化へのサポートも非常に重要なテーマとなっている。

最低限の基盤整備が整い、生産物が外部に出荷できる体制が農村部に浸透していけば、次の段階の協力が考えられようが、現時点においては、上記3分野における地道な協力と農村部の発展の動向を注視していくことが肝要である。

表2 農業分野集団研修コース

|    | 大分類       | 小分類  | コース名           | コース番号     |
|----|-----------|------|----------------|-----------|
| 1  | 食用作物      | 稲栽培  | 稲作技術           | J95-00291 |
| 2  |           | -    | 米生産            | J95-00010 |
| 3  |           | -    | 米生産(仏語)        | J95-00350 |
| 4  | 園芸・工芸作物   | 栽培   | 野菜生産II         | J95-00120 |
| 5  |           | -    | サトウキビ栽培        | J95-00322 |
| 6  |           | 種苗   | 野菜採種           | J95-00292 |
| 7  | 作物保護・土壌肥料 | 防除   | 農薬の利用と安全性      | J95-00237 |
| 8  |           | -    | 植物保護のための総合防除   | J95-00503 |
| 9  |           | 検疫   | 植物検疫(ミバエ類殺虫技術) | J95-00407 |
| 10 |           | 土壌肥料 | 土壌分析改良         | J95-00408 |
| 11 | 農業基盤整備    | 灌漑排水 | 灌漑排水II         | J95-00093 |
| 12 |           | -    | 水管理            | J95-00348 |
| 13 |           | 水資源  | 農地水資源開発II      | J95-00159 |
| 14 | -         | -    | 乾燥地水資源の開発と利用   | J95-00409 |
| 15 | 農業機械      | 機械化  | 農業機械化II        | J95-00050 |
| 16 |           | -    | 農業機械評価試験       | J95-00446 |
| 17 |           | 機械技術 | 農業機械設計         | J95-00276 |
| 18 |           | -    | 農業機械管理         | J95-00433 |
| 19 | 農産加工・流通   | 農産加工 | 米の収穫後処理技術      | J95-00514 |
| 20 |           | 流通   | 青果物流通          | J95-00484 |
| 21 | 行政・普及・一般  | 行政   | 農業協同組合II       | J95-00007 |
| 22 |           | 普及   | 農業普及指導者II      | J95-00008 |
| 23 |           | -    | 農家生活水準向上女性指導者  | J95-00406 |
| 24 | 資源・生物・環境  | 資源   | 植物遺伝資源         | J95-00275 |
| 25 |           | -    | 熱帯農林資源の有効利用    | J95-00326 |
| 26 |           | 生物   | バイオテクノロジー      | J95-00389 |
| 27 |           | 環境   | 農業・農村開発環境保全    | J95-00474 |

表3 農業分野一般特設研修コース一覧

|   | 大分類        | 小分類  | コース名(国名)        | コース番号     |
|---|------------|------|-----------------|-----------|
| 1 | 食用作物       | 種苗   | 畑作物の種苗生産        | J95-03246 |
| 2 | 園芸・工芸作物    | 施設園芸 | 施設園芸技術          | J95-03269 |
| 3 | 農業基盤整備     | 農村整備 | 農業農村整備          | J95-03216 |
| 4 | 農業機械       | 機械技術 | 農業機械自動化技術       | J95-03261 |
| 5 | 行政・普及・農業一般 | 情報   | 農業統計情報システム      | J95-03130 |
| 6 | 園芸・工芸作物    | 栽培   | オイスカ一般農業        | J95-03079 |
| 7 | 資源・環境      | 環境   | 傾斜地域環境保全型農業     | J95-03214 |
| 8 |            | 資源   | 農業生産のための遺伝子操作技術 |           |

表4 農業分野第三国集団研修コース一覧

|    | 大分類        | 小分類  | コース名(国名)         | 受入機関             |
|----|------------|------|------------------|------------------|
| 1  | 食用作物       | 栽培   | 稲作技術(エジプト)       | 農業省国際農業研修センター    |
| 2  | 作物保護・土壌肥料  | 土壌肥料 | 土壌管理技術(タイ)       | 東北タイ農業開発研究センター   |
| 3  |            | 作物保護 | 病害虫発生子察(インドネシア)  | ジャチサリ病害虫発生子察センター |
| 4  | 農業基盤整備     | 灌漑排水 | 灌漑排水技術(インドネシア)   | 灌漑排水施工技術センター     |
| 5  |            | -    | 畑地灌漑(フィリピン)      | 国家灌漑庁            |
| 6  | 農産加工・流通    | 農産加工 | 精米処理技術(エジプト)     | 精米処理技術訓練センター     |
| 7  |            | 食品   | 応用食品分析(ケニア)      | ジョモケニヤック農工大学     |
| 8  |            | 包装   | 食品包装(シンガポール)     | シンガポール・ポリテクニク    |
| 9  | 行政・普及・農業一般 | 普及   | 農業普及方法(インドネシア)   | チヘア中央農業訓練センター    |
| 10 | 資源・生物・環境   | 資源   | 植物遺伝資源の管理と利用(チリ) | 農業牧畜研究所          |

## (2) コース実施に関する留意点

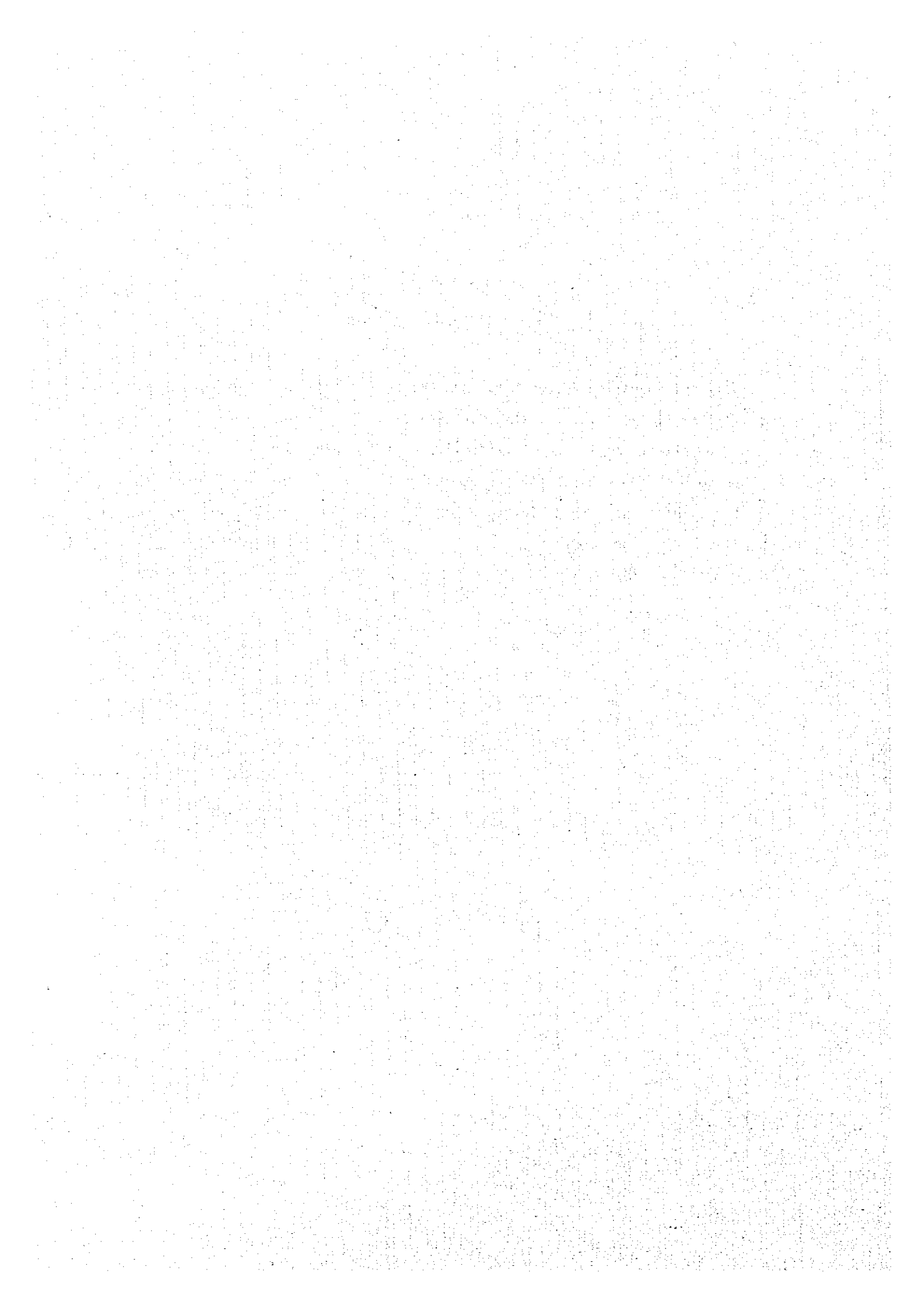
まず第一に研修実施側（JICA、研修委託機関、外部講師等）が南アフリカ共和国の現状を正確に把握するよう努めることが重要である。特に、南アフリカ共和国は他の途上国と異なり、あらゆる面で特殊な状況にあるため、研修員のニーズにマッチした研修実施には注意を要する（特に行政分野の研修）。研修担当者にとって、刻々と変化する南アフリカ共和国の状況を常に把握しておくことはなかなか困難であるため、来日時インタビュー、カントリーレポート等により、研修員のバックグラウンド、研修ニーズを可能な限り把握し、関係者全員に連絡し、研修員の質問にも現場をイメージして対処できるようになることが必要であろう。

農業分野においても農村部の現状がイメージできれば、目標設定からカリキュラム作成、講義の実施に至るまでニーズに即した対応が可能となる。

第二に、南アフリカ共和国ブラック・コミュニティー支援として実施しているコースに多数の白人が参加していることに関しては、ブラック・コミュニティー支援としての研修機会の提供の観点から、十分に関係者間で検討する必要があるだろう。

## 資 料

|   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | National Education Policy Bill, 1995 (国家教育政策法案)                                | 45  |
| 2 | 溶接コースに対するMr. Chikala (Northern Transvaal Development Corporationのマネージャー) の評価報告 | 63  |
| 3 | Boskop訓練センター野菜栽培コースプログラム   | 81  |
| 4 | Draft White Paper on Agriculture, 1994 (農業白書案)                                 | 82  |
| 5 | B A T A T Lead Programmes  | 105 |
| 6 | ムプマランガ州農業省組織図  | 139 |





DEPARTMENT OF EDUCATION  
EXPLANATORY MEMORANDUM

NATIONAL EDUCATION POLICY BILL, 1995

1. The National Education Policy Bill, 1995 has been prepared with reference to two cardinal documents: the Constitution, and the Ministry of Education's white paper, Education and Training in a Democratic South Africa: First Steps to Develop a New System (February 1995).
2. Fundamental rights (chapter 3), the Constitutional Principles (Schedule 4), and the legislative competence of Parliament and the provincial legislatures respectively (section 126) are necessarily dominant constitutional influences on the construction of a new general policy Bill for education, and the implications of the "Special provisions regarding existing educational institutions" (section 247) must be taken into account. This Bill has been prepared with the clear intention of enabling the Minister of Education to determine policy and undertake related functions in such a manner that the letter and spirit of the Constitution are honoured and upheld.
3. The Ministry's white paper was at pains to undertake an analysis of the implications of the Constitution for education, and in particular the three elements mentioned above: fundamental rights, national-provincial relations, and the special provisions on existing educational institutions. The white paper passed the test of careful legal scrutiny before being submitted to Cabinet for approval. As a document endorsed by the Government of National Unity, the positions it has taken on matters of constitutional interpretation have continued to weigh heavily with the Ministry of Education as the present Bill has been drafted.
4. The key issue for present purposes is the treatment of national and provincial legislative competence in the field of education, and in particular the proper scope of the Minister of Education's powers to determine policy in education matters, other than university and technikon matters (which are matters of exclusive national competence). The Minister's powers inevitably reflect upon the proper functions and responsibilities of the national Department of Education vis a vis provincial departments.
5. The broad view taken in the white paper and this Bill is that
  - \* the national system of education must be constructed on the basis of nine provincial sub-systems and (under the present Constitution), a university and technikon sector;
  - \* that within the overall national system the relationship between the national and provincial departments of education is best construed as being co-operative,

- \* that the Minister has an obligation to provide leadership for and safeguard the quality of the national system as a whole; and
  - \* pursuant to an Act of Parliament, that the Minister may bind provincial MECs in certain defined categories of policy in terms of Section 126 of the Constitution;
  - \* that the national department has no executive competence in provincial educational matters except by invitation and agreement; and
  - \* that the provincial MECs have wide scope within the bounds of such declared national policy to determine their own policies and execute them in terms of their own provincial legislation.
6. The Ministry of Education takes seriously the current situation of education in the country, which is undergoing severe stress while the old structures are dismantled and new national, provincial and sub-provincial structures are erected. The system is not short of talent and experience, but much of it is extremely overworked, especially given the slow pace of absorption of public servants and educators from the former departments. There is presently serious under-capacity, and several provinces cope with a complex heritage of mal-administration, let alone the problems of creating a new vision and management culture.
  7. The nation looks to the Minister of Education to prevent the system of education provision from disintegrating, to bind the system together, and to ensure that new goals are set and implementation is carried out purposefully and equitably. It is essential, therefore, for the Minister of Education to be provided, through this policy measure, with the powers appropriate to the magnitude of the task.
  8. However, in securing the necessary capacity to act in the interest of the system as a whole, the Minister is provided in this Bill with significant guidance as to how it is to be exercised, and constraints on arbitrary or ill-considered action. The Bill provides that policy shall be determined in accordance with a set of directive principles which derive from the fundamental rights guaranteed in the Constitution, and the values and principles enunciated in the white paper. The Bill also provides that the Minister shall consult a significant range of stakeholders, in addition to the MECs responsible for education (in the case of matters falling within provincial competence), and the universities and technikons (in the case of matters falling within that sector). The essence of the policy relationship between the national and provincial levels which is enunciated in this Bill is that it favours co-operative policy development and discourages unilateral prescription.
  9. However, where the Minister intends his or her policy to prevail in all the provinces, the Bill requires that such an intention be declared.
  10. It is not the Ministry's intention that this general policy measure shall be used to intervene in matters which fall within the competence of the governing bodies of universities and technikons, and in fact the Bill deters such interventions. The

Minister has appointed a National Commission on Higher Education to enquire into the future direction of the entire post-secondary system, and there will be no pre-empting of the Commission's findings and recommendations. The Minister is in continuous communication with the principals of all universities and technikons, and they are in no doubt about his views on the necessity of an internally-managed process of transformation in the mission and governance of these institutions.

11. The Bill takes seriously the issue of quality assurance and quality enhancement in the national education system, and makes provision for a process of monitoring and evaluation which would also be undertaken co-operatively, together with provisions for reporting which require a significant level of accountability, especially on the part of provincial departments which transgress Constitutional requirements or overriding national policy. However, the spirit of the Bill is one of joint responsibility for seeking remedies to such situations, and the national Department is explicitly required to conduct its monitoring and evaluative responsibilities in the spirit of capacity-building and quality-enhancement.

#### **Section 2: Objectives of the Act**

12. The objectives are set out straightforwardly: the determination of policy in accordance with certain principles, the consultative process, the publication and implementation of national policy, and the monitoring and evaluation of education..

#### **Section 3: Determination of national policy by the Minister**

13. This section is the heart of the Bill. Subsections (1) to (3) set out the parameters within which policy must be contemplated. Subsection (4) provides that the use of override power shall be explicitly signalled, and subsection (5) binds MECs to observe policy so determined.
14. Subsection (6) list the areas in which, subject to subsections (1) to (5), the Minister may determine national policy. The list is lengthy but deliberately open-ended. Most of these matters were flagged in the white paper. It is perhaps noteworthy that paragraph (n) forbids corporal punishment or any psychological or physical abuse of students in educational institutions.

#### **Section 4: Directive principles of national education policy**

15. This section requires the Minister to direct his or her policy toward the principles enunciated.

#### **Section 5: Consultation on national education policy**

16. This section provides the list of statutory and stakeholder bodies with which the Minister is required to consult before determining policy.

#### **Section 6: Consultation on legislation**

17. The Minister is required to consult with the Universities and Technikon Advisory Council (on university and technikon matters) and the Council of Education Ministers (on provincial education matters) before introducing any education law in Parliament or issuing any regulation.

#### Section 7: Publication of national education policy

18. The Minister's policy is to be announced in the Gazette, with the information as to where the policy instrument may be obtained.

#### Section 8: Monitoring and evaluation of education

19. This section provides for a pro-active and inter-active process of monitoring and evaluation in order to introduce a quality assurance mechanism into the national system of education provision. There is provision for follow-up under certain conditions, and a collaborative process of reporting and remedial planning which under no circumstances could be construed as punitive but is intended to serve the purposes of accountability, capacity building and quality enhancement.

#### Section 9: Council of Education Ministers

20. This section sets out the membership and functions of the Council of Education Ministers in a form which protects provincial prerogatives while asserting the importance of co-ordination and common purpose.

#### Section 10: Heads of Education Departments Committee

21. The Heads of Education Departments Committee is established to facilitate the development of the national system, co-ordinate administrative action and advise the Director-General.

#### Section 11: Consultative bodies

22. The Minister is enabled to establish a National Education and Training Council to consult on broad policy and strategy for the system, and establish other consultative bodies in respect of specific sectors of the education and training system.

#### Sections 12-13

23. Sections 12 to 13 are procedural and administrative.

#### Section 14: Amendment to Act 76 of 1984

24. By this section, and the Schedule, the previous policy Act is amended, not repealed. The nature of the amendment is to preserve from the previous Act only those provisions which empower the Minister to determine policy in connection with the

salaries and conditions of service of educators. It is essential to retain such provisions of the old Act, since, in terms of the Constitution, should Act 76 of 1984 be repealed in its entirety, the Minister of Education would not be competent to claim such powers in terms of another statute, such as this policy measure. The amendment to the National Policy for General Education Affairs Act (Act 76 of 1984) includes a change of title to "the National Policy for the Salaries and Conditions of Services of Educators Act, 1984".

## NATIONAL EDUCATION POLICY BILL, 1995

### BILL

To provide for the determination of national policy for education in order to facilitate the democratic transformation of the system of education into one which serves the needs and interests of all the people of South Africa and upholds their fundamental rights; and to provide for matters connected therewith.

#### Definitions

1. In this Act, unless the context indicates otherwise,

"Advisory Council" means the Universities and Technikons Advisory Council established in terms of the Universities and Technikons Advisory Council Act, 1983 (Act 99 of 1983);

"Committee" means the Heads of Education Departments Committee established in terms of section 10;

"consultative body" means a consultative body contemplated in section 11;

"Constitution" means the Constitution of the Republic of South Africa, 1993 (Act 200 of 1993);

"Council" means the Council of Education Ministers established in terms of section 9;

"Department" means the Department of Education;

"Director-General" means the Director-General: Education;

"education" means any education and training provided by an education institution, other than training as defined in section 1 of the Manpower Training Act, 1981 (Act 56 of 1981);

"education department" means the Department of Education and a department of any provincial government which is responsible for education;

"education institution" means any institution providing education, whether early childhood education, primary, secondary, further or higher education, including a university or technikon, and also an institution for or providing specialised, vocational, adult, distance or community education;

"educator" means any person who teaches, educates or trains other persons at an education institution other than a university or technikon, or assists in rendering education services or education auxiliary or support services provided by or in an education department, but does not include any officer or employee as defined in section 1 of the Public Service Act (Proclamation 103 of 1994);

"Minister" means the Minister of Education;

"organised teaching profession" means an organisation or union which has been admitted to and is a member of the Education Labour Relations Council established in terms of the Education Labour Relations Act, 1993 (Act 146 of 1993) and is recognised by the Minister for the purposes of this Act;

"policy instrument" means the policy instrument referred to in section 7;

"provincial political head of education" means a member of an Executive Council responsible for education in a province;

"school" means a preprimary, primary or secondary school;

"stakeholder" means an organisation or body with a direct and continuing interest in the education institution, programme, phase or sector in question;

"student" means any person enrolled in an education institution;

"subcommittee" means a subcommittee of the Committee established in terms of section 10.

#### Objectives of the Act

2. The objectives of the Act are to provide for -
  - (a) the determination of national education policy by the Minister in accordance with certain principles;
  - (b) the consultations to be undertaken prior to the determination of policy, and the establishment of certain bodies for the purpose of consultation;
  - (c) the publication and implementation of national education policy;
  - (d) the monitoring and evaluation of education.

#### Determination of national education policy by the Minister

3. (1) The Minister shall determine national education policy in accordance with the provisions of the Constitution and this Act.
  - (2) In determining national policy in matters concerning universities and technikons, the Minister shall take into account the rights, powers and functions of the governing bodies and any other relevant provisions of any law relating to a university or universities or to a technikon or technikons

- (3) In determining national policy for education other than at universities and technikons, the Minister shall take into account the competence of the provincial legislatures in terms of section 126(1) of the Constitution, and the relevant provisions of any provincial law relating to education.
- (4) When the Minister intends a particular national policy to prevail over a part or the whole of any provincial law on education, in terms of section 126(2A) to (4) of the Constitution, the Minister shall inform provincial political heads of education of his or her intention, and make a specific declaration in the policy instrument to that effect.
- (5) The policy referred to in subsection (4) shall be binding on every provincial political head of education after it has been published in terms of section 7.
- (6) Subject to the provisions of subsections (1) to (5), the Minister shall determine national policy for the planning, provision, financing, staffing, co-ordination, management, governance, programmes, monitoring, evaluation, and good conduct of the education system, and without derogating from the generality of this section, may determine national policy for -
  - (a) education management information systems, including the provision of data in accordance with the international obligations of the government;
  - (b) the organisation, governance and management of the national education system;
  - (c) facilities, finance and development plans for education, including advice to the Financial and Fiscal Commission;
  - (d) innovation, research and development in education;
  - (e) the ratio between educators and students;
  - (f) the professional education and accreditation of educators;
  - (g) the organisation, governance, funding, establishment and registration of education institutions;
  - (h) compulsory school education;
  - (i) the admission of students to education institutions, which shall include the determination of the age of admission to schools;
  - (j) the minimum number of hours per day and days per year during which education shall be provided for different phases of education in education institutions other than technikons and universities;
  - (k) co-ordination of the dates of school terms among provinces;



- (l) curriculum frameworks, core syllabuses and education programmes, learning standards, examinations and the certification of qualifications, subject to the provisions of any law establishing a national qualification framework, certifying or accrediting body;
- (m) language in education;
- (n) control and discipline of students at education institutions other than universities and technikons, except that no person shall administer corporal punishment, or subject a student to psychological or physical abuse at any education institution;
- (o) education support services, including health, welfare, counselling and guidance services for education institutions, within the functional responsibility of a department of education;
- (p) co-operation between the department and -
  - (i) other state departments;
  - (ii) provincial education departments;
  - (iii) local government as contemplated in section 175(3) of the Constitution; and
  - (iv) non-government organisations;
 with a view to advancing the education policy of the government and the Reconstruction and Development Programme;
- (q) international relations in the field of education;
- (r) executive functions required to implement national education policy determined in terms of this Act.

#### Directive principles of national education policy

4. (1) The policy contemplated in section 3 shall be directed toward -
- (a) the advancement and protection of the fundamental rights of every person established in terms of chapter 3 of the Constitution, and in terms of international conventions ratified by Parliament, and in particular the rights
    - (i) of every person to be protected against unfair discrimination within or by an education department or education institution on any ground whatsoever;
    - (ii) of every person to basic education and equal access to education institutions;
    - (iii) of a parent or guardian in respect of the education of his or her child;

- (iv) of every child in respect of his or her education;
  - (v) of every student to be instructed in the language of his or her choice where this is reasonably practicable;
  - (vi) of every person to the freedoms of conscience, belief, opinion, expression and association within education institutions;
  - (vii) of every person to establish, where practicable, education institutions based on a common language, culture or religion, provided that there shall be no discrimination on the ground of race;
  - (viii) of every person to use the language and participate in the cultural life of his or her choice within an education institution;
- (b) enabling the education system to contribute to the full personal development of each student, and to the moral, social, cultural, political and economic development of the nation at large, including the advancement of democracy and the peaceful resolution of disputes;
  - (c) achieving equitable education opportunities and the redress of past inequality in education provision;
  - (d) endeavouring to ensure that no citizen or permanent resident is denied the opportunity to receive an education to the maximum of his or her ability by virtue of physical disability;
  - (e) providing opportunities for and encouraging lifelong learning;
  - (f) achieving an integrated approach to education and training within a national qualification framework;
  - (g) cultivating skills, disciplines and capacities necessary for reconstruction and development;
  - (h) recognising the aptitudes, abilities, interests, prior knowledge and experience of students;
  - (i) encouraging independent and critical thought;
  - (j) promoting a culture of respect for teaching and learning in education institutions;
  - (k) promoting enquiry, research and the advancement of knowledge;
  - (l) enhancing the quality of education and educational innovation through systematic research and development on education, monitoring and evaluating education provision and performance, and training educators and education managers;

- (m) ensuring broad public participation in the development of education policy and the representation of stakeholders in the governance of all aspects of the education system;
  - (n) achieving the cost-effective use of education resources and sustainable implementation of education services.
- (2) The principles set out in section (1)(b) to (n) shall not be justiciable, but a court of law may refer to those principles when interpreting any provision of this Act or any policy determined in terms of section 3.

#### Consultation on national education policy

5. (1) Policy contemplated in terms of section 3 shall be determined by the Minister after consultation with such appropriate consultative bodies as have been established for the purpose, in terms of section 11 or any applicable law, and -
- (a) in respect of universities and technikons, after consultation with:
    - (i) the Advisory Council;
    - (ii) the Committee of University Principals, established by section 6 of the Universities Act, 1955 (Act 61 of 1955), and the Committee of Technikon Principals, established by section 2 of the Technikons Act, 1993 (Act 25 of 1993);
    - (iii) national organisations or unions representing the staff at universities or technikons which the Minister may recognise for this purpose;
    - (iv) national organisations representing students at universities or technikons which the Minister may recognise for this purpose;
    - (v) such other national stakeholder bodies as the Minister may recognise for this purpose;
  - (b) in respect of education other than at universities and technikons, after consulting:
    - (i) the Council;
    - (ii) national organisations representing college rectors which the Minister may recognise for this purpose;
    - (iii) the organised teaching profession;
    - (iv) national organisations representing parents which the Minister may recognise for this purpose;
    - (v) national organisations representing students which the Minister may recognise for this purpose;

- (vi) such other national stakeholder bodies as the Minister may recognise for this purpose.
- (2) The consultation referred to in subsections (1) (a) (iii) and (1) (b) (iii) shall be deemed to have been effected if consultation has taken place in terms of subsection (1) with a consultative body on which the organised teaching profession or the organisations or unions referred to in subsections (1) (a) (iii) and (1) (b) (iii) are represented.
- (3) The policy contemplated in terms of section 3 shall be determined by the Minister in consultation with the Minister of Finance in so far as it involves expenditure from the State Revenue Fund.
- (4) Nothing in this section shall limit the discretion of the Minister to consult whomsoever he or she wishes for advice on the determination of national education policy.

#### Consultation on legislation

- 6. No legislation on a matter referred to in section 3 shall be introduced in Parliament or, in the case of regulations, be published in the Gazette except after -
  - (a) consultation between the Minister and -
    - (i) the Advisory Council in respect of any matter relating to universities and technikons;
    - (ii) the Council in respect of education other than at universities and technikons; and
  - (b) an agreement has been reached in the Education Labour Relations Council referred to in the Education Labour Relations Act (Act 146 of 1993), in respect of any matter falling within the objects of the said Act.

#### Publication of national education policy

- 7. (1) The Minister shall publish policy in the form of a policy instrument within 21 days after he or she has determined policy in terms of section 3.
- (2) The Minister shall -
  - (i) give notice in the Gazette of the policy instrument referred to in subsection (1) and indicate in such notice where the policy instrument may be obtained;
  - (ii) table the notice mentioned in paragraph (i) in Parliament within 21 days after it has appeared in the Gazette, if Parliament is then in ordinary session, or, if Parliament is not in ordinary session, within 21 days after the commencement of the first ensuing ordinary session of Parliament.

## Monitoring and evaluation of education

8. (1) The Minister shall direct that standards of education provision, delivery and performance throughout the nation be monitored and evaluated by the Department annually or at other specified intervals, with the object of assessing progress in complying with the provisions of the Constitution and with national education policy, particularly as determined in terms of section 3(4).
- (2) Each directive issued in terms of subsection (1) shall comply with the provisions of any law establishing a national qualification framework, and any law relating to a university or universities or a technikon or technikons, and shall be formulated -
  - (a) insofar as it concerns universities and technikons, after consultation with the bodies referred to in section 5(1)(a); and
  - (b) in respect of education other than at universities and technikons, after consultation with the bodies referred to in section 5(1)(b).
- (3) The Department shall undertake the monitoring and evaluation contemplated in subsection (1) by analysis of data gathered by means of education management information systems, or by other suitable means, in co-operation with universities, technikons and provincial departments of education, which co-operation shall not unreasonably be withheld.
- (4) The Department shall fulfil its responsibilities in terms of subsections (1) to (3) in a reasonable manner, with a view to enhancing professional capacities in monitoring and evaluation throughout the national education system, and assisting the competent authorities by all practical means within the limits of available public resources to raise the standards of educational provision and performance.
- (5) The Department shall prepare and publish a report on the results of each investigation undertaken in terms of subsection (3) after providing opportunity for the competent authority concerned to comment, which comment shall be published with the report.
- (6) If a report prepared in terms of subsection (5), indicates, in the view of the Minister, that the standards of education provision, delivery and performance in a province do not comply with the Constitution or with the policy determined in terms of section 3(4), the Minister shall inform the provincial political head of education concerned and require the submission within 90 days of a plan to remedy the situation.
- (7) A plan required by the Minister in terms of subsection (6) shall be prepared by the provincial education department concerned in consultation with the Department, and the Minister shall table the plan in Parliament with his or her comments within 21 days of receipt, if Parliament is then in ordinary session, or if Parliament is

not in ordinary session, within 21 days after the commencement of the first ensuing ordinary session of Parliament.

#### Council of Education Ministers

9. (1) There is hereby established a council called the Council of Education Ministers consisting of -
- (a) the Minister who shall be chairperson;
  - (b) the Deputy Minister of Education, if such Deputy Minister is appointed, who shall deputise as chairperson in the absence of the Minister; and
  - (c) every provincial political head of education.
- (2) The Director-General shall attend meetings of the Council in order to report on the proceedings of the Committee, and to advise on any other matter relating to the responsibilities of the Department.
- (3) The functions of the Council shall be to -
- (a) promote a national education policy which takes full account of the policies of the government, the principles provided in section 4, the educational interests and needs of the provinces, and the respective competence of Parliament and provincial legislatures in terms of section 126 of the Constitution;
  - (b) share information and views on all aspects of education in the nation; and
  - (c) co-ordinate action on matters of mutual interest to the national and provincial governments, in respect of education other than at universities and technikons.
- (4) The Council may draw up such rules regarding the convening of its meetings, the procedure at its meetings, including the quorum for its meetings, and any other matter as it may deem necessary or expedient for the proper performance of its functions or the exercise of its powers.
- (5) The proceedings of the Council shall not be invalid merely by virtue of the fact that there is a vacancy in the Council.

#### Heads of Education Departments Committee

10. (1) There is hereby established a committee called the Heads of Education Departments Committee consisting of -
- (a) the Director-General, who shall be the chairperson;
  - (b) the Deputy Directors-General of the Department; and
  - (c) the heads of the provincial education departments.

- (2) The functions of the Committee shall be to
- (a) facilitate the development of a national education system in terms of the aim, objectives and principles provided in this Act;
  - (b) share information and views on national education;
  - (c) co-ordinate administrative action on matters of mutual interest to the education departments;
  - (d) advise the Director-General on any matter contemplated in sections 3, 4, 5, 6, 7, 8 and 11 in respect of education other than at universities and technikons, or on any other matter relating to the well-being of the national education system.
- (3) Subject to the approval of the Director-General, the Committee may establish subcommittees to assist it in the performance of its functions, and -
- (a) may appoint persons who are not members of the Committee to be members of a subcommittee: Provided that representatives of the organised teaching profession shall be invited to become members of each subcommittee;
  - (b) designate the chairperson of a subcommittee or direct that the chairperson shall be appointed by the subcommittee from among its members.
- (4)
- (a) Meetings of the Committee shall be held at such times and places as the chairperson of the Committee may determine;
  - (b) The proceedings of the Committee shall not be invalid merely by virtue of the fact that there is a vacancy in the Committee;
  - (c) If the chairperson of the Committee is absent from a meeting of the Committee, one of the Deputy Directors-General designated for this purpose by the chairperson shall take the chair at that meeting.
- (5) The Committee may draw up such rules regarding the procedure at its meetings, including the quorum for its meetings, and any other matter as it may deem necessary or expedient for the proper performance of its functions or the exercise of its powers.

#### Consultative bodies

11. (1) The Minister may, subject to any applicable law, by regulation establish such bodies as may be necessary to consult on matters contemplated in section 3: Provided that the Minister shall establish
- (a) a body to be known as the National Education and Training Council, to consult on broad policy and strategy for the development of the national education system and the advancement of an integrated approach to education and

training, whose membership shall reflect the main national stakeholders in the national education system;

(b) such other bodies as may be necessary to represent the interests of particular sectors of the education system.

(2) The constitution, qualifications for membership, duties, powers and functions of a body established in terms of subsection (1), and the term of office of its members, shall be as prescribed by regulation: Provided that such bodies referred to in sections 5(1)(a)(iii) and (b)(iii), shall be invited to nominate representatives to any such consultative body within their respective spheres of competence.

(3) Different regulations may be made in respect of different bodies established in terms of subsection (1).

#### Allowances and remuneration of members of subcommittees and consultative bodies

12. A member of a consultative body or a subcommittee who is not in the full-time employment of the State may, in respect of the services rendered by that member in connection with the affairs of the subcommittee or consultative body, from money appropriated for that purpose by Parliament, be paid such travelling and subsistence and other allowances, as the Minister, with the concurrence of the Minister of Finance, may determine.

#### Administrative affairs of the Council, Committee, and consultative bodies

13. (1) The administrative affairs of the Council, Committee, and each consultative body shall be performed by officials of the Department who are designated by the Director-General for this purpose.

(2) The Director-General shall in respect of the Council, Committee and each consultative body designate a Secretary under whose direction the other officials shall perform their functions.

#### Amendment of Act 76 of 1984

14. (1) Subject to the provisions of subsection (2), the National Policy for General Education Affairs, 1984 (Act 76 of 1984), is hereby amended to the extent set out in the Schedule.

(2) Anything done under a provision of the National Policy for General Education Affairs Act, 1984, prior to the amendment thereof by subsection (1), shall remain in force as if such amendment had not been made.

#### Short title and commencement

15. This Act shall be called the National Education Policy Act, 1995 and shall come into operation on a date fixed by the President by proclamation in the Gazette.



## SCHEDULE

(Amendments to National Policy for General Education Affairs Act, 1984,  
by section 14)

1. The substitution for section 1 of the following section:

### "Definitions

1. In this Act, unless the context indicates otherwise -

"department of education" means the departments of the national and provincial governments which are responsible for education;

"educator" means any person who teaches, educates or trains other persons at any school, technical college or teachers' training college, or assists in rendering professional services or educational auxiliary services provided by or in a department of education, but does not include any officer or employee, as defined in section 1 of the Public Service Act, 1994 (Proclamation 103 of 1994);

"Minister" means the Minister of Education."

2. The substitution for section 2 of the following section:

"Determination of policy on salaries and conditions of employment of educators

2. (1) Subject to the provisions of this section and the provisions of any law regarding the financing of education, the Minister may determine the national policy to be applied in respect to the salaries and conditions of employment of educators.

(2) The policy contemplated in subsection (1) shall be determined by the Minister in accordance with the provisions of the Education Labour Relations Act, 1993 (Act 146 of 1993), and, if it involves expenditure from the State Revenue Fund, with the concurrence of the Minister of Finance."

3. The repeal of sections 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 and 10.

4. The substitution for section 10 of the following section:

### "Short title

11. This Act shall be called the National Policy on the Salaries and Conditions of Employment of Educators Act, 1984."

5. The substitution for the long title of the following long title:

"To provide for the determination of national policy in respect of the salaries and conditions of employment of educators and for matters connected therewith".

## SCHEDULE

(Amendments to National policy for General Education Affairs Act, 1984,  
by section 14)

1. The substitution for section 1 of the following section:

**"Definitions**

1. In this Act, unless the context indicates otherwise -

**"department of education"** means the departments of the national and provincial governments which are responsible for education;

**"educator"** means any person who teaches, educates or trains other persons at any school, technical college or teachers' training college, or assists in rendering professional services or educational auxiliary services provided by or in a department of education, but does not include any officer or employee, as defined in section 1 of the Public Service Act, 1994 (Proclamation 103 of 1994);

**"Minister"** means the Minister of Education."

2. The substitution for section 2 of the following section:

**"Determination of policy on salaries and conditions of employment of educators**

2. (1) Subject to the provisions of this section and the provisions of any law regarding the financing of education, the Minister may determine the national policy to be applied in respect to the salaries and conditions of employment of educators.

(2) The policy contemplated in subsection (1) shall be determined by the Minister in accordance with the provisions of the Education Labour Relations Act, 1993 (Act 146 of 1993), and, if it involves expenditure from the State Revenue Fund, with the concurrence of the Minister of Finance."

3. The repeal of sections 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 and 10.

4. The substitution for section 10 of the following section:

**"Short title**

11. This Act shall be called the National Policy on the Salaries and Conditions of Employment of Educators Act, 1984."

5. The substitution for the long title of the following long title:

"To provide for the determination of national policy in respect of the salaries and conditions of employment of educators and for matters connected therewith".